



成長と投資へのチャレンジ

日本の商環境に関する EBC 報告書

2002 年

欧州ビジネス協会

欧州ビジネス協会

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F

Tel: 03-3263-6222 Fax: 03-3263-6223

E-mail: ebc@gol.com ホームページ: <http://www.ebc-jp.com>

成長と投資へのチャレンジ
日本の商環境に関する EBC 報告書
2002 年

欧州ビジネス協会

欧州ビジネス協会

EBC は下記の在日欧州商業会議所の通商政策機関である：

Austrian Business Council
Belgium-Luxembourg Chamber of Commerce in Japan
British Chamber of Commerce in Japan
Danish Chamber of Commerce in Japan
Enterprise Ireland
Finnish Chamber of Commerce in Japan
French Chamber of Commerce and Industry in Japan
German Chamber of Commerce and Industry in Japan
Italian Chamber of Commerce in Japan
The Netherlands Chamber of Commerce in Japan
Norwegian Business Forum
Spanish Institute of Foreign Trade
Swedish Chamber of Commerce and Industry in Japan
Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan

Executive Operating Board

Chairman:

Richard Collasse

Vice-Chairmen:

Michael Otter (Austria)
Duco Delgorge (Belgium/Luxembourg)
Patrick Carroll (Britain)
Torben Henriksen (Denmark)
Erik Ullner (Finland)
Hubert de Mestier (France)
Dieter Pfeiffer (Germany)
Carlo Zambotto (Italy)
Wolter Veenhoven (Netherlands)
Jan Vilhelm Koren (Norway)
Lave Lindberg (Sweden)
Andre Zimmermann (Switzerland)

Executive Director:

Alison Murray

Policy Director:

Casey Sedgman

Communications Manager:

Yoko Hijikuro

Assistant to the Executive Director:

Hiroko Suzuki

Communications Assistant:

Femke Janssen

EBC について：

欧州ビジネス協会（EBC）は欧州 13 ヶ国の在日商工会議所・ビジネス協会にとっての通商政策部門であり、1972 年に設立されて以来、在日欧州企業にとっての通商・投資環境の改善を目指し、活動を続けている。

EBC の会員は法人と個人を合わせ現在 3,000 を超しているが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で活動している。会員企業の中で約 360 社が、EBC の 27 の産業別委員会および小委員会に直接参加をし、多岐にわたる産業セクターにおいて日本の商環境の改善を目的に努力をつづけている。

EBC は、世界の主要経済地域であり日本にとって重要な貿易パートナーである欧州の諸企業の共通の立場を代表し、会員の合意に基づいた政策に従って発言をしている。

EBC はまた、駐日欧州委員会代表部および欧州各国の大使館と緊密に協力し、政策に係る提案の調整や、日本市場における欧州企業の事業活動の円滑化に向け努力を重ねている。

EBC の組織や活動に関する詳しい情報をお知りになりたい方は、下記の EBC 事務局までご連絡ください：

欧州ビジネス協会
〒102-0075
東京都千代田区三番町 6-7
三番町 POULA ビル 2F
電話：03(3263)6222
Fax：03(3263)6223
Eメール：ebc@gol.com
ホームページ：http://www.ebc-jp.com

成長と投資へのチャレンジ 日本の商環境に関する EBC 報告書 2002 年

著者・編集者：Casey Sedgman

© 2002 欧州ビジネス協会

All rights reserved

発行者：欧州ビジネス協会

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F
電話：03(3263)6222
Fax：03(3263)6223
Eメール：ebc@gol.com
ホームページ：http://www.ebc-jp.com

目次

会長からのメッセージ.....	4
事務局長からのメッセージ.....	5
はじめに.....	8
ビジネス関連	
e-コマース.....	12
人的資源.....	14
知的財産権.....	16
法律サービス.....	18
税制.....	20
消費財	
化粧品.....	24
切花.....	26
食品.....	28
酒類.....	30
金融サービス	
資産運用.....	34
銀行業務.....	36
保険.....	38
証券.....	40
医療・衛生	
動物用医薬品.....	44
体外診断薬.....	46
医療機器.....	48
医薬品.....	50
産業	
航空.....	54
自動車.....	56
自動車部品.....	58
建設.....	60
防衛.....	62
環境技術.....	64
産業用材料.....	66
宇宙.....	68
運輸・通信	
航空会社.....	72
海運.....	74
電気通信サービス.....	76
電気通信機器.....	78
補遺	
Blue Star Sponsors.....	82
Special Sponsors.....	88
Sponsors.....	89
Executive Operating Board.....	90
Committees.....	91
National Chambers.....	93



会長からのメッセージ

日本の商環境についての欧州の視点からの最新アセスメントである「日本の商環境に関する EBC 報告書 2002 年」が刊行の運びとなり、誠に喜ばしく思います。

日本は今、試練の時を迎えています。株式相場はほぼ 20 年ぶりに最安値を更新し、公共負債は急増し、失業率は上昇しつつあり、デフレは定着し、日本経済全体の目先観は思わしくありません。

こうした暗い経済情勢にもかかわらず、EBC は依然、日本でビジネスを行う欧州企業にとっての見通しを楽観視しています。日本の商環境は過去 10 年間に著しく変化しました。これは一つには、市場原理の強化と、根底にある構造的脆弱さへのこ入れを目指す構造改革努力を通じて通商・投資機会の改善を図る日本政府側の努力の賜物です。日本では対外通商・投資の役割に対する明確な態度変化もみられています。日本の顧客は革新的な欧州の製品やサービスを求め、日本の地方自治体は欧州からの投資を積極的に推進し、日本企業は財務・技術支援を欧州企業にますます頼るようになっていきます。

こうした機会に応える欧州企業は増加の一途を辿っています。事実、欧州は目下、対日投資の最大の供給源となっており、この事実には日本政府も気付かずにはいません。EBC は過去 3 年間に日本政府と欧州ビジネス協会の間で育まれてきた緊密な関係を大切に、今後とも、日本市場への信頼の醸成に鋭意努める所存です。

日本政府は、日本経済の有意義な改革へのコミットメントをさらに強化することによって貢献することができます。「日本の商環境に関する EBC 報告書 2002 年」は、在日欧州企業に影響を及ぼす問題点の率直なアセスメントを行い、確認された問題を解決するためのいくつかの実践的な方法を提示します。これらの分野におけるさらなる改革は、通商・投資環境を改善し、欧州企業が日本でビジネスを行うインセンティブを高めることになっていくでしょう。

EBC のセクター別委員会を支援するために時間と労力を惜しまず絶えず献身いただいた EBC 会員各位にお礼申し上げます。会員各位の産業経験からもたらされる貴重な洞察なしには、本書は生まれ得なかったでしょう。専門知識および EBC 活動への支援をご提供いただいた駐日欧州委員会代表部および在京欧州各国大使館にもお礼申し上げます。

本報告書の作成を可能にした多くの EBC 会員からの惜しみない寄付は賞賛に値するものであり、こうした支援団体を巻末のスポンサー欄に明記できますことは私のこの上なく誇りとするところです。

リシャルル・コラス

会長

欧州ビジネス協会

(シャネル株式会社 社長)

事務局長からのメッセージ



欧州ビジネス協会（EBC）はユニークな機関です。さまざまな貿易・市場アクセス問題に関しては統一の立場をとりながらも、欧州各国の多種多様な利害と強く結びついた企業群を代表しているのです。

EBC が正式に設立されたのは 1983 年ですが、そのルーツはさらに以前へと遡ります。1972 年、欧州各国の在日商業会議所は、市場アクセスや日本政府との情報交換に関連した共通の活動の連絡調整を図るために合同運営委員会を設置しました。現在、EBC は、日本市場で活動する欧州企業に影響を及ぼす通商・投資問題について、欧州各国の商業会議所を通じて EBC の会員となっている 3,000 を超える企業を代表して発言を行っています。こうした欧州企業のうち 350 社以上は、EBC の 27 のセクター別委員会の 1 つまたは複数に直接参加しています。

日本での欧州企業活動が拡大するにつれ、EBC は日本の通商・投資政策環境において大きな役割を果たし始めています。EBC は駐日欧州委員会代表部を通じて欧州委員会と、また、EBC の欧州各国商業会議所に代表される欧州の各国大使館と、様々の省庁や委員会を通じて日本政府と、さらには日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブルなどのフォーラムを通じて他のビジネス団体と強力なつながりを確立してきました。

EBC とその活動に対する需要が絶えず増大していることを考慮するなら、EBC がシャネル株式会社社長であるリシャル・コラス会長によって率いられていることはこの上なく幸運なことです。日本での広範なビジネスおよび文化経験から得られた会長の深い洞察と理解は、組織としての EBC の発展と、日本における欧州企業の利益促進を目指す EBC の継続的努力に大きく貢献してきました。

EBC が幸運な理由がもう一つあります。それは、27 の産業別委員会の委員長と 350 人を超える委員のご熱意とご尽力から原動力を得ているということです。このような熱心な皆様の知識や経験のご提供がなければ、本書を作成することはできなかったでしょう。

このような大規模プロジェクトを成し遂げるのは大変なことでした。特に、本書のための資料の編纂、本文の執筆・編集、レイアウトのデザインなどいくつもの仕事を見事にこなされた EBC の政策ディレクター、ケーシー・セジュマン氏のご尽力は賞賛に値するものです。同氏のご功労のお陰で、在日欧州企業に影響を及ぼす問題点を取り上げた重要な参考資料として役立つ本書を提供することができました。

本書の出版にあたりご協力を賜りました関係者御一人御一人に心より感謝の意を表します。本書が日本経済および日本で活動する欧州企業双方の成長と発展に大きく貢献することを祈念しております。

アリソン・マリー
事務局長
欧州ビジネス協会

はじめに

For more information, contact:

Mr. Casey Sedgman

Policy Director,

European Business Community in Japan.

Sanbancho POULA Bldg. 2Fl.

6-7 Sanbancho, Chiyoda-ku,

Tokyo 〒102-0075

JAPAN

Phone 03-3263-6222

Fax 03-3263-6223

はじめに

外国企業や対日投資に対する日本の姿勢はここ2、3年間に著しく変化しており、新たな機会に応える欧州企業は増加の一途を辿ってきた。目下の経済情勢にもかかわらず、欧州企業は依然、日本の将来について気を緩めることなく楽観している。さらなる投資は、構造的脆弱さに対処し経済成長の促進を目指す日本政府の決意にかかっている。

問題点：



成長の促進

日本経済の現状は、日本でビジネスを行う欧州企業に精神的重圧をもたらしつつづけている。デフレ圧力を押しとどめて日本経済を経済成長経路へと手堅く戻すための具体的措置が実施されるまで、欧州からの投資が目立って増えることはないだろう。EBCは構造改革に対する現政府の明白なコミットメントを依然支持しており、不良債権を一掃し、日本の金融システムに資本を注入し、マネーサプライを緩和し、実効税率を引き下げ、政府支出をより生産的な経済分野へと方向転換するための即時的措置を要望する。

規制制度の効率、明瞭性、一貫性の推進

規制改革構想は、保険や電気通信といった目立った分野を含む、日本経済の数多くの分野における商環境の顕著な改善をもたらしてきた。とはいえ、日本の規制環境に根強く見られる透明性と明瞭性の欠如は依然、日本でのビジネス決定の帰結を企業が正確に予測することを困難にしている。不都合な法律上の結果につながることを恐れて企業が事業の再編や新しい分野での機会追求をためらうため、これは投資環境に悪影響を及ぼす。EBCは、規制の透明性と、各産業セクターにわたる一貫性ある規則適用を推進するために監督当局の側が絶えず注意を怠ることのないよう要望する。EBCはまた、日本の規格および適合評価慣行と、他の先進工業国全体で採用されているそれとのさらなる整合化を奨励する。こうした分野におけるさらなる改革は、日本市場への新製品の導入にからむコストの低減を助け、事業拡大にとっての大きな障壁を取り除くことになるだろう。

法律・税制環境の整備

EBCはかねてから、国境を越えた合併買収活動と対日投資拡大の促進につながる規則改正を提唱してきた。たとえば、外国企業は目下のところ、日本において買収を行う際、自社株を用いることが許されておらず、これは大規模投資にとって大きな障壁となっている。EBCは、日本企業と外国企業との株式交換を認め、完全国内資本の再編制においてのみ目下利用可能な課税猶予メカニズムを活用する経済産業省の提案を即時実現するよう日本政府に要望する。

同時に、日本は企業活動と日本経済のさらなるグローバル化を支援するためにより強力な法律制度を設けなければならない。日本市場における機会追求に関心をもつ欧州企業は、現代のビジネス界の要求を満たさない日本の法律制度にたびたび失望させられる。EBCは、とりわけ民事訴訟手続の効率化、開示法の改善、法曹人口の大幅増員、司法機能の強化を求める司法制度改革審議会の提言の速やかな実現を要望する。

EBCはまた、ますます国際化する環境の中でビジネスを行うために必要とされる総合法律サービスを企業が調達しやすくするために法曹界内部の障壁撤廃を求める長年の要望を改めて訴える。

税制改革は、まず何よりも企業組織再編活動を支援すべきであり、とりわけ新規事業に関して、企業に付加的な税負担を負わすべきではない。EBCは、法人事業税に外形基準を導入する総務省案を放棄して、代わりに、連結納税制度の改善、研究開発に的を絞った税額控除、税務上の欠損金繰越の期間延長を通じての実効税率の引き下げに的を絞ることを日本政府に要望する。

民間部門へのアウトソーシング

日本政府は、民間資金主導（PFI）や官民連携（PPP）の利用を増大させることによって対日投資のための強力な新しいインセンティブを創出できる。欧州企業は従来、インフラ開発、医療、教育、水処理、廃棄物管理といった、伝統的に公共事業体によって出資・建設・管理・運営されてきた分野においてアウトソース・ソリューションを提供することに非常に長けている。

公共部門負債の水準上昇を考慮するなら、日本には代替的調達方法の潜在的可能性が豊富にある。EBCは、中央および地方の官公庁によるPFIおよびPPPの使用を一段と強化するよう日本政府に要望するとともに、この分野における欧州との協力強化を奨励する。

産業セクターの懸念軽減

以下は、欧州企業が日本国内の29の産業セクターおよび分野で直面している問題点の包括的概観である。本書で提示された見解の詳細については、個々の委員会の委員長、またはEBC事務局へお問い合わせ願いたい。多くの欧州諸国は、近年日本が経験しているものに似た経済的変容を経験してきた。EBCはこの経験を分かち合うあらゆる機会を歓迎する。

ビジネス関連

e-コマース
人的資源
知的財産権
法律サービス
税制

For more information, contact:

Ms. Pascale Sinnaeve
Chair, E-Commerce Committee
(Marketing & Communications Manager,
Coface Japan)

C/O Coface Japan
Koicho Bldg. 3Fl.
3-12 Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo
〒102-0094
JAPAN
Phone 03-3556-6545
Fax 03-3556-6255

e-コマース

日本では商取引のためのインターネットの利用が成熟期を迎え始めている。インターネットが秘める可能性に対するとどまるところを知らない熱狂は、近年、有望な機会にいつそうプラグマティックに的を絞る傾向に取って代わられている。日本政府は、国家的IT戦略を通じ、IT分野の開発を主要な目標の1つとしてきたが、EBCはこれが将来のe-コマースの発展に好影響を及ぼすことになるとみている。

問題点：



- **ユーザーの信頼の促進** 企業と個人が安心してインターネットを商取引に利用できる環境作りは、日本におけるe-コマースのさらなる発展にとっての最重要課題である。インターネットと電子商取引のセキュリティに対する不信感、オープンe-マーケットプレイスを通じてのオンライン取引のおぼつかない発展ぶりや、先頃の「住基ネット」導入等の構想に対する国民の拒否反応に見て取れるとおり、いまだに根強い。

提言：EBCは、「e-Japan」等の構想や、商取引のセキュリティおよび法的地位に対する不安を和らげることを目的とした包括的な規制的枠組みの効果的な実施を通じて、日本でビジネスを行う目的でのインターネット利用に対する信頼を促進しつづけることを日本政府に要望する。この点でEBCは、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）の責任の明確化、電子署名および第三者認証手続の利用推進、e-コマース取引に特に関連した法律の解釈明確化のために先頃とられた措置を歓迎する。その一方でEBCは、ビジネス開発や商慣行を妨げることなく個人情報取得・管理・使用を規制することの重要性を強調したい。

- **インターネット販売規制** いくつかの法律面・規制面の障害は、特定の産業分野におけるインターネット販売の発展を阻害し続けている。

提言：EBCは、保険や国際航空輸送といった分野における販売活動向けのインターネット利用の規制緩和を継続するよう日本政府に要望する。併せて、電子署名認証に対するグローバルなアプローチの展開面で国際社会との協力を継続し、課税等、インターネット販売に影響を及ぼす他の分野においてさらに協力するよう日本政府に要望する。

背景：

EBC E-Commerce Committee Member Companies

Adcore Japan
Barclay Capital Japan
BT Japan
Cable & Wireless IDC
Coface Japan
France Telecom Japan
Haarmann, Hemmelrath & Partner
OneWorld
Skandinaviska Enskilda Bank
STMicroelectronics

日本のe-コマース市場概観

いわゆる「インターネット・バブル」がはじけたにもかかわらず、e-コマースの市場は拡大し続けている。電子商取引推進協議会（Ecom）によると、企業間電子商取引（B2B EC）は2001年には前年比60%増の34兆円に達し、今後4年間で125兆4,000億円にまで伸びると予想されている。企業消費者間電子商取引市場（B2C EC）も目覚ましい伸びを示しており、2001年には前年比ほぼ倍増の1兆5,000億円にのびた。B2C EC市場は2005年には16兆円まで成長すると予想され、うち3兆円はモバイル・コマース活動（携帯電話等によるe-コマース）の形をとると予想される。

日本のe-コマース市場は、日常生活でのインターネット利用推進を目指す企業と政府の側の協調的努力から膨大な恩恵を被ってきた。最近の動きとしては以下のものがある。

- 野心的な「e-Japan」戦略の策定と実施。その目標は、2005年までに日本を世界最先端のIT国家にすることである。政府は2005年までに、とりわけ、インターネット高速アクセス3,000万世帯を実現すること、および政府機能の大半をオンラインで遂行することを目指している。
- 電子署名認証サービスの使用、電子確認書、ドメイン名スクワッティング、契約、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）責任に適用される新しい規制の策定。
- 日本国内での低コスト高速インターネット・サービスへのアクセスの飛躍的改善。ISP分野での競争激化の結果として、日本は世界で最も高コストに属するインターネット接続環境から、3年足らずで最も低コストの部類に移行している。これはまさに目を見張るべき成果である。

未解決の問題

ビジネス・モデルや商取引に適用される規制が、今後とも、情報通信技術の急速な発展と歩調を合わせて、起業家精神と、市場への新しいアイデアの導入を促進することが重要である。経営効率の向上、利便性の改善、顧客への新サービスの提供のためにe-コマースを利用することを望む企業は、それぞれのビジネス分野での活動に適用される時代遅れの規則や規制のせいでe-コマース利用を妨げられることがあってはならない。ここ2、3年間に電子商取引に適用される規制環境面でいくつかの注目に値する改善がみられている一方、EBCは、様々の省庁が、それぞれの規制管轄域内の活動、とりわけ金融および国際航空輸送セクターにおける活動へのインターネット利用に強硬に反対していることに失望している。

EBCは、とりわけオープンe-マーケットプレイスを通じての、日本における企業間取引へのインターネット利用がポテンシャルを実現していないと強く感じている。e-マーケットプレイスは、規模の大小を問わず、あらゆる企業に効率向上と事業拡大の明確な機会を提供する。調達に対する保守的な態度や、管理職者層における低レベルのITリテラシー、信用決済・認証に対する懸念は、依然、この分野におけるe-コマースの発展を阻害している。日本政府はこうした問題を認識しているようであり、EBCは、中小企業のニーズに対処することに特に重点を置いた、e-マーケットプレイスの発展を支援するさらなる政策構想に期待している。EBCは、認証や暗号化といった問題に関しローカル・レベルで制定される政策がはるかに大規模の通商に影響を及ぼす公算が大きいことから、欧州やその他の主要貿易相手国の企業との緊密な協力を奨励する。

For more information, contact:

Mr. Richard Mason
Chair, Human Resources Committee
(Division Manager, JAC Japan)

C/O JAC Japan
Tanbaya Bldg. 4Fl.
3-2-4 Kojimachi, Chiyoda-ku, Tokyo
〒102-0083 JAPAN
Phone 03-3262-8184
Fax 03-3265-0590

人的資源

グローバルな経済的圧力、仕事に対する新しい態度、日本のビジネス環境変化の結果として、日本では雇用慣行が徐々に変化しつつある。日本の経済・社会全体の利益のために、規制環境が労働慣行の変化と歩調を合わせることが重要である。

問題点：



- **企業組織再編と労働移動性** 日本で活動する企業は、過去10年間の大半を厳しい景気環境の中で過ごしてきた。従来は、雇用の伝統や日本の労働法のため、企業が新たな競争圧力に対処するために組織再編や人員削減を通じて人的資源を効果的に管理することは困難だった。EBCは、労働移動性の改善、企業組織再編の促進、企業年金制度の強化のために最近とられた穏当な措置を歓迎するとともに、下記の分野におけるさらなる前進を期待している。

提言：

1. 管理のフレキシビリティと経営効率を向上させるために、解雇に適用される規制をさらに明確化すべきである。経済的理由による解雇の容認可能な根拠を規定する具体的な規則を導入すべきである。
2. 先頃導入された確定拠出型年金制度を、非課税拠出水準の引き上げ、マッチング拠出（上乘せ拠出）の許可、年金積立金に照らした年金加入者の借入許可によって改善すべきである。
3. 人材派遣会社を取り扱うことのできる職種に適用される規制をさらに緩和すべきである。

- **能力開発** 外国企業で働くことに対する日本人の態度変化のおかげで、欧州企業はいろいろな面で、有能なスタッフを集めやすくなっている。とはいえ、外国語、IT、財務会計、法律サービス、バイオテクノロジーといった分野では適切な技能と経験をそなえた労働者が一般に不足しているため、質の高いスタッフの確保と維持は、依然、難問である。

提言：EBCは、日本人の技術能力基盤を改善することを目指した教育その他の改革の追求を継続することを日本政府に要望する。現在海外にいる勤労者とその配偶者を含め、労働年齢人口内において、能力開発の機会をさらに促進すべきである。

背景：

人的資源管理

グローバルな経済的圧力と日本のビジネス環境内での状況変化は、労働者の質と管理効率の改善にいつそう重点を置いて人的資源管理慣行を見直すことを企業に迫っている。効率的、費用効果的なやり方で人的資源を管理する企業の能力は、最終的には日本経済の健全さに影響を及ぼすことになる。

関連企業内での人的資源管理面でより大きなフレキシビリティを企業にもたらす労働契約承継法の制定を始めとして、企業の事業再編を助けるための穏当な措置が最近とられている。EBCは、組織再編や解雇に際しての雇用者と従業員の権利と責任を明記したガイドラインの策定を含め、この線に沿った改革の継続を要望する。

現状はきわめて複雑である。日本には解雇専用の法律がなく、代わりに、容認可能な解雇慣行についての理解の確立を他の労働法や労働管理習慣の解釈に頼っている。裁判所の裁定は一貫性を欠いている。これは一つには、労働問題を専門に扱う裁判所が日本にほとんどないためだが、大方は、裁定が、職権乱用の原理、合理性基準、不可避性基準といった定義の曖昧な法律原理の主観的解釈に基づいていることに起因している。こうした法律面の不確かさは、企業が日本のビジネス環境の状況変化に速やかに対応することを困難にしている。不都合な法律上の結果につながることを恐れて企業が事業再編をためらうことから、これは投資環境にも悪影響を及ぼす。

EBCは、厚生労働省の発表した「後続」ガイドラインが新しい労働契約承継法で設けられるフレキシビリティを制限し、多くの面でこの改革の本来の目的を台無しにしていることに失望している。将来の改革は新しい解雇法の導入を通じてであれ、既存の労働基準法の改正を通じてであれ、行政指導の発布を通じてであれ、管理のフレキシビリティと経営効率を向上させることに重点を置くべきである。

適切な人材の確保

日本でビジネスを行う欧州企業が直面し続けている最大の問題の1つは、日本での事業のために国際的に適格な日本人社員を確保することである。あいにく、日本の教育および資格証明制度は、とりわけ法律サービス、バイオテクノロジー、財務会計、ITといった分野における技能に関し、能力水準とますますグローバル化する現代の経済における雇用者のニーズとのギャップ拡大に効果的に対処しない。さらにまた、中堅専門職者の市場がまだ十分に発達していない。ほとんどの欧州企業は中途採用に依然大きく依存して雇用ニーズを満たしているため、これは欧州企業の日本での拡大を妨げている。

EBCは、ITおよび言語教育の増大、実務研修等の手段を通じての課外職業体験活動の推進、学齢層における起業家精神の奨励を目指した文部科学省の構想を支持する。現在海外にいる日本人勤労者とその配偶者を含む、すでに労働市場に参加している人々の技能を向上させることにいつそう重点を置くべきである。EBCは、「帰国者」のための労働市場開発が大きな可能性を秘めているとみている。ただしこの可能性は、こうした勤労者やその配偶者が、海外にいる間に能力開発への容易なアクセスを含む適切なインセンティブを与えられ、日本に帰国後こうした能力を容易に証明してもらえてこそ実現される。EBCは、2001年の日本・EUサミットで採択された日本・EUアクション・プランで提案されているような、交換、「ツィニング」、研修等の手段を通じての、EUと日本との間の学究面等の連携増大を支持する。

EBC Human Resources Committee Member Companies

ABN AMRO Securities (Japan)
Baring Asset Management (Japan)
Bayer
Cazenove & Co. (Japan)
Chanel
Credit Suisse Life Insurance
DaimlerChrysler Japan
Danfoss
Philippe Debroux, Soka University
Equant
France Telecom Japan
Gartmore Japan
JAC Japan
Andreas Kaiser, GJB
Nokia Japan
Oak Associates
Pechiney Japon
Philips Japan
Radiometer
Roche Diagnostics
SAS
Siemens-Asahi Medical Technologies
Swaziland Citrus Sales
Swiss Re Services
UBS Global Asset Management
White&Case
Zurich Insurance

For more information, contact:

Mr. Laurent Dubois
Chair, Patent/Trademark/Licence Committee
(Representative, Union des Fabricants)

C/O Laurent Dubois Foreign Law Office
37 Mori Bldg. 8Fl.
3-5-1 Toranomon, Minato-ku, Tokyo
〒105-0001 JAPAN
Phone 03-5472-2372
Fax 03-5472-2375

知的財産権

科学技術やソフトウェアの急速な発展と日本経済への編入に伴い、知的財産権の保護が日増しに重要となっている。このように日本経済にとって知的財産権の保護の重要性が増していることを認識した日本政府は、知的財産権取得の申請プロセスの改善や、法律の適用に力を入れている。EBCはこうした動向を心強く思うとともに、日本政府に対し以下の問題点への取り組みを継続するよう要望する。

問題点：



- **水際規制** 日本国税関は依然、日本への輸入品を差し押さえる権限をもつ唯一の機関である。欧州とは異なり、権利者も、権利侵害者として訴えられている被告も、原則的に税関の決定には介入できない。決定は司法プロセスの対象とはならないため、権利者が情報を取得したり日本国外の模倣者を追跡することは困難である。

提言： 模倣品と疑われるものを日本の水際で差し押さえるための手続は、より透明性の高い司法プロセスによるべきである。税関の責任と仕事を軽減するために、立証責任は輸入業者と権利者の間で分担されるべきである。税関当局も、事件を検察に回す権限をもつと活用すべきである。同時に、権利者は、税関当局の側の情報開示強化を通じて、知的財産権保護のために民事訴訟手続をいっそう活用する機会を与えられるべきである。

- **並行輸入** 欧州とは異なり、日本では並行輸入が認められている。並行輸入は本質的に供給が不安定であるため、供給業者や日本の輸入業者はしばしばこの「開いたドア」を利用して、怪しげな商品を市場に氾濫させる。これは商品のイメージを傷つけるだけでなく、始終カモにされている消費者をも害する。

提言： EBCは、消費者の利益と公正貿易慣行の保護を考慮してブランド商品の日本への並行輸入に関する政策を見直すよう日本政府に要望する。

政府方針

知的財産権の保護は、現政府の改革課題における主要な問題となっている。新たに設置された知的財産戦略会議は、中国やその他の途上国市場からもたらされる日本の知的財産権利者にとっての脅威に対処するための政策を含む、この問題に関する政府戦略を策定する任務を与えられている。EBCはこのプロセスを支持するとともに、下記の問題点を考慮するよう日本政府に要望する。

インターネット上の偽商品

オークション等のサイトを通じて新品および中古のブランド商品を売買する場として、インターネットの人気の大いに高まっている。あいにくなことに、インターネットは日本国内で偽商品をさばくための手軽な方法ともなっており、この問題は拡大しつづけている。この方面におけるインターネット・サービス・プロバイダ（ISP）の責任を明確化する法律が今年に入って導入された結果、ISPは今や、権利侵害の疑いのある商品の掲載をISPサーバ上のウェブサイトから削除するよう求める権利者からの要求により良く対応できる立場にある。あいにく、ISPは依然、特定の掲載品目に関する個人情報の提供に対し潜在的に賠償責任があり、このことは権利者が権利侵害の疑いのある商品を追跡することを困難にしている。司法手段に頼ることは、関係の商品数を考慮すると必ずしも実際的ではない。権利者が権利侵害の疑いのある商品がないかどうか絶えずウェブサイトを監視することはきわめて手間のかかることでもある。あいにく、ISPの間では、この問題への対処を助けるための共通の方針は設けられておらず、EBCはこうした状況を深く憂慮している。

意匠法と不正競争防止法の解釈

日本の裁判所は依然として、意匠法および不正競争防止法のもとでの意匠の類似性を解釈するにあたりきわめて狭い見方をとっており、法律の本義を奪い去る結果を招いている。些細な変更があるだけで、模倣品はデッドコピー（丸写し）と認定されることを免れる。著作権を定義するために裁判所が用いる基準も、商標法や意匠法によって保護されない不正な模倣品を扱うにはあまりにも制限的である。意匠、商標、不正競争の解釈に対する司法当局の全般的姿勢が変わらない限り、模倣からの効果的な保護は達成されないであろう。

開示規則

従来、開示法と証拠収集手続が不十分であったせいで、権利者が侵害を特定し立証することはともにきわめて困難となっていた。この問題を認識して、日本政府は、文書提出命令の拡充や、積極否認の特則の新設といった、侵害の立証を容易にすることを旨とした措置を2000年1月に実施した。こうした改正にもかかわらず、侵害行為のあった旨を権利者が立証することは依然として難しい。司法制度改革審議会は証拠収集手続のさらなる改良の必要性を特に指摘しているが、EBCはこれを全面的に支持する。

損害認定額

知的財産権賠償請求における損害認定額は、侵害の経済的打撃を適切に反映すべきである。日本では必ずしもそうっておらず、損害認定額の低さは権利侵害が権利者にもたらした経済的打撃をめったに反映しない。幸い、1999年1月に特許法が改正されたこともあって、この状況は徐々に改善し始めている。損害認定額は、特許権使用料ベースの方式から利益ベースの方式へと移行し、公平な第三者（計算鑑定人）が損害の計算に必要な文書を査閲して損害計算に必要な事項を裁判所に報告するという、鑑定人制度が設けられた。

法律サービス

2001年12月に設置された司法制度改革推進本部（「改革本部」）は、国際化検討会（「検討会」）からの支援を得て、日本の法律インフラを吟味するとともに、日本の法律サービスが最高の国際基準を確実に満たすべく、さらなる自由化と規制緩和の必要性について財界と協議してきた。EBC法律サービス委員会は、日本企業と国際企業が検討会に対して表明してきたニーズと懸念に対処するよう日本政府に要望する。2003年初めに国会に提出されることになっている新しい法案は、前向きで、かつ、以下に挙げる問題点に対処するものであるべきである。

問題点：



- **提携・協働の自由** ますます多くの日本の弁護士と、外国の弁護士資格を有し日本で登録している弁護士（外国法事務弁護士）が特定共同事業で協働していることは、日本の弁護士と外国法事務弁護士双方からの総合的で行き届いた助言に対する国内外のクライアントのニーズ増大を明示している。新しい法律は、このプロセスを認識・支持して、日本の弁護士と外国の弁護士の本格的提携を可能にすべきである。

法律サービスの国内外の利用者から検討会に寄せられた意見は、日本の弁護士と外国の弁護士の提携・協働の自由に対する制限の撤廃を圧倒的に支持していた。こうした意見はしかるべく考慮されて、新しい法律に盛り込まれるべきである。

提言： クライアントにより良いサービスを提供するために協働することを選択する日本の弁護士と外国の弁護士は、不必要な制限なしに事業を組織・運営できるべきである。特定共同事業制度は、日本の弁護士と外国の弁護士の本格的提携を可能にする制度に改編されるべきである。

- **公平な取扱い** 日本の弁護士は外国の弁護士を自由に雇用することができるが、外国の弁護士は日本の弁護士を同様に雇用することができない。

提言： 法律サービスの利用者の利益となるよう、外国の弁護士と日本の弁護士は、クライアントの利益に奉仕しそれを保護することを条件として、平等且つ公平な立場で（弁護士資格を取得した場所を問わず、日本の弁護士を含めて）弁護士を雇用できるべきである。

法律サービス 問題点 (続き):

EBC Legal Services Committee
Member Firms

Allen & Overy
Ashurst Morris Crisp
Clifford Chance
Freshfields
Haarmann, Hemmelrath & Partner
Herbert Smith
Janssen & Associates Foreign Law Office
Lovells
Loyens & Loeff
Sonderhoff & Einsel
Tokyo Aoyama Law Office

- **弁護士法人** 日本の弁護士（外国の弁護士ではなく）が法律事務所を法人化できるようにする法律が先頃導入された（「弁護士法」）。これはとりわけ、より良い税務計画を促進するとともに、支店（従たる法律事務所）の開設を可能にする。日本の弁護士だけにこの法律の恩恵が与えられ、外国の弁護士には与えられないというのは理解に苦しむ。

提言： 弁護士法人の設立を認めた改正弁護士法は、日本で開業する弁護士にとって有益なものであり、弁護士事務所が支店を開設することをようやく可能にした。この法律の恩恵は、日本の弁護士と外国の弁護士の双方に平等に提供されるべきである。

新しい法律は、総合的法律サービスの運営を選択するにあたっての名称や事務所スタイルの選択面で日本の弁護士と外国の弁護士の自由を制限するために使用されるべきではない。

- **「3年間の経験」要件** 外国法事務弁護士は最低3年間の経験をもっていることという要件は、日本の弁護士の開業に関しては同様の資格取得後経験要件がないのであるから、クライアントの利益を理由には正当化されない。

しかも、外国の弁護士が資格取得後の経験を積むべき地域についての現行の制限は時代錯誤に思える。

提言： 外国法事務弁護士になるための3年間の弁護士資格取得後実務経験要件に正当性はない。

経験を積む場所がどこであれ、各地域での資格取得後経験が勘定に入れられるべきである。

- **国境を越えた法律サービス** 日本国内のクライアントに国際的な法律サービスを提供する場合、現行の法律は、日本の弁護士よりも外国法事務弁護士により多くの制限を課している。日本の弁護士にはそうした制限が適用されないのであるから、他の地域の弁護士のアドバイスを伝える際に面倒な手続に従うことを外国法事務弁護士に義務付けることは、顧客の利益を理由には正当化されない。

提言： 外国法事務弁護士が、日本国外の弁護士から受けたアドバイスを日本国内のクライアントに伝える方法を規定した現行の要件を撤廃し、外国法事務弁護士と日本の弁護士の立場が同じになるようにすべきである。

- **外国法事務弁護士の資格取得** 外国法事務弁護士の資格を申請する手続は長い時間がかかり、外国の弁護士の、外国法事務弁護士としての資格認定を不要に遅らせる。

提言： 外国法事務弁護士になるための手続を合理化して、異なる地域で取得した弁護士資格の相互認定をより速やかに実現すべきである。

税制

税制改革は現小泉政権の取組課題の中心を占めている。連結納税制度が導入される一方、税基盤を拡大し企業の研究開発にインセンティブを提供するための、その他いくつかの措置が提案されている。EBCは日本におけるさらなる税制改革を支持し、下記の分野でのさらなる前進を要望する。

問題点：



- **透明性** 特定の税務状況に関する明確且つ拘束力あるガイダンスの欠如は依然、日本でビジネスを行う欧州企業を悩ませ続けている。企業は、日本の税務当局の恣意的で一貫性のない取扱いの例を数多く報告している。特定の取引についての明確化が書面で発行されることはいまだに珍しい。正式の回答文書制度のもとで発行される回答を除き、いかなる個別ガイダンスの記録も国民には公開されない。これは事業計画を困難にするとともに、特定の裁定に関して紛争が起きる場合、企業が効果的な救済を仰ぐことを妨げる。

提言：国税庁は、正式の回答文書制度のもとで寄せられる要求についてのみならず、標準慣行として、すべての裁定と明確化を書面で提供すべきである。これは、特定の取引についての事前照会を含むべきである。こうした裁定は、書面による先例集を設けるために、匿名形式で定期的に国民に公開されるべきである。

- **連結納税** EBCは、日本で先頃、連結納税制度が導入されたことを歓迎する。これは長年懸案となっていたものであり、EBCは、この改革を実現するための政治的意志がついに見出されたことを嬉しく思う。しかし、下記の問題が解決されない限り、この制度は実業界からあまり利用されない公算が大きい。

提言：

1. 連結納税制度を利用することを選択する企業に課せられる2%の付加税は即時撤廃されるべきである。欧州ではそうした税は存在しない。
2. 100%の完全支配関係規定は制限が厳しすぎる。50%の下限に取って代えるべきである。
3. 連結グループに加入する企業の連結納税適用前の欠損金額の繰越控除を認めない規定は廃止されるべきである。

税制 問題点（続き）：

EBC Tax Committee Member Companies

Aventis Pharma
BASF Japan
Bayer
DaimlerChrysler Japan Holding
GCCIJ
Haarmann, Hemmelrath & Partner
Henkel Japan
KPMG Peat Marwick
Loyens & Volkmaars
Mazars Japon
Mitsubishi Motors Corporation
Nippon Boehringer Ingelheim
Novartis Pharma
Dalpayrat Foreign Law Office
Philips Japan
PricewaterhouseCoopers
Sonderhoff & Einsel
White & Case

4. 連結グループに加入する企業の資産の時価評価課税の義務付けを廃止すべきである。
5. グループが連結を望む場合のすべての全額出資子会社の連結の義務付けを廃止すべきである。
6. 連結に地方税を含めるべきである。具体的には、法人住民税と法人事業税は、連結法人税額と連結所得金額にそれぞれ基づくべきである。

- **欠損金の繰越** 1990年代全般にわたり日本の企業は厳しい経済環境におかれてきた。EBCは日本政府に対し、すべての損失についての十分な救済を確保できるように企業を支援することによって日本のビジネス・投資環境を改善するために可能なあらゆる手を打つよう要望する。

提言： 税務上の欠損金は、現行の5年限度ではなく、無限に繰り越せるようにすべきである。

- **企業組織再編税制** 2001年4月に導入された企業組織再編税制の実施方法を以下のように改善すべきである。

提言：

1. 基本概念の定義面で当局に無制限の裁量を付与するのを避けるために、法規を明確化すべきである。様々の基本用語（たとえば「事業」や「事業の継続性テスト」など）はより正確に定義される必要がある。
2. 意図された再編成が適格組織再編成の条件に適合しているか否かについて、納税者が正式の事前照会を行えるようにすべきである。
3. 他の法域における税制と一貫性をもつよう、外国株式がからんだ企業組織再編および株式交換も日本の商法のもとで認められるべきである。

- **移転価格** 税務当局は依然、納税者が製品や機能の類似性を確認しにくい秘密の比較対象に基づいて移転価格査定を行っている。しかも、税務調査に秘密の比較対象を用いることは、株式公開会社の企業レベルの収益性が一般に使用される事前価格確認制度の移転価格算定方法と整合していない。移転価格算定方法適用面のこの不整合は、納税者が直面する困難を増大させている。

日本の税務当局は、個別製品または製品群の売上総利益に重点的に焦点を合わせている。これは、売上高に対する販売費および一般管理費の比率が比較対象企業の場合より低い企業には不利に働く。こうした相違は、機能の集約度の相違、または、納税者と比較企業との間の実際の機能やリスクの相違のいずれかに起因している。移転価格調整を行う際にはそうした相違を認識すべきである。

税務調査官は依然として、日本市場が特殊な特徴と参入障壁を有しているとの見方あまりに重きを置いており、その結果、日本法人のマーケティング無形資産には、実際に値する以上の価値が与えられている。

税制 問題点（続き）：

提言：

1. 移転価格査定は、秘密の比較情報の使用にも、納税者がアクセスできない情報にも基づくべきではない。
2. 税務調査のための移転価格算定方法と、事前価格確認のために使用される移転価格算定方法との間には整合性があるべきである。
3. 売上高に対する販売費および一般管理費の比率が売上総利益率に及ぼす効果を説明するためには、実際の機能とリスクに由来する場合であれ、実施される機能の集約度に由来する場合であれ、販売費および一般管理費調整の使用面で一層の柔軟性があるべきである。
4. 日本市場の特殊な特徴にあまり重点を置くべきではない。

- **外形標準課税** EBCは、売上高、資本金、人件費といった外形基準が課税の基準をなすさらなる税金の導入に強く反対する。そうした税金は投資に水を差し、そうした基準の使用を廃止する方向へ向かっているグローバル・トレンドに逆らうものである。

提言：法人事業税に外形標準課税を導入する総務省案は放棄されるべきである。

- **給付課税** 日本では現在、ストック・オプション収入は有利な税率で課税されているが、これは外国企業の株式がからんだストック・オプション・プランには適用されない。外国人とその雇用者は、外国の公的ならびに私的年金制度に対してなされる拠出金額についての税控除がなく、また、日本の公的年金制度に対してなされる義務的拠出金額については脱退時の払い戻しが限られているため、さらなる負担に直面している。

提言：

1. スtock・オプションの優遇税率は、株式が発行された国がどこであれ、すべての株式に適用されるべきである。
2. すべての主要貿易相手国と可及的速やかに社会保障協定を締結すべきである。そうなるまでは、日本の公的年金制度への拠出金額は、脱退する外国人とその雇用者に全額払い戻されるべきである。
3. 外国の年金制度は、それが一定の基本的要件を満たしているならば、日本の年金制度と同等のものとし、それに準じた取扱いをすべきである。

- **納税者保護** EBCは、納税者の秘密を守る法律によって保護される情報の「漏洩」について深く憂慮している。納税者の秘密を守る権利は、OECDや日本の法律によって明確に認められている。にもかかわらず、納税者と日本の税務当局との間の紛争についての報道はあとを絶たない。

提言：納税者の秘密を守る現行の法律は厳密に施行されなければならない。



消費財

化粧品
切花
食品
酒類

For more information, contact:

Mr. Lionel Requillart
Chair, Cosmetics Committee
(Vice President and Representative Director,
Pierre Fabre Japon K.K.)

C/O Pierre Fabre Japon K.K.
6-8-8 Akasaka, Minato-ku,
Tokyo 〒151-8573
JAPAN
Phone 03-3589-3631
Fax 03-3589-3820

化粧品

化粧品をめぐる日本の規制環境は根本的な変化を遂げた。今後はあらゆるメーカーに、日本市場の高い要求にこたえられる革新的製品の開発に挑む機会が与えられることになる。EBCはこの規制改革の基本姿勢を心から支援しているが、日本の規制を国際基準に整合させ、同様の規制緩和が医薬部外品カテゴリーの範囲にまで拡大されるためには、まだ問題は山積みしている。

問題点：



- **規制改革：医薬部外品** 化粧品関連の規制改革を目指した新たな努力が医薬部外品にまで及ばなかったことについて、EBCは残念に思っている。分類基準が今なお曖昧である上に、各製品カテゴリーに使用が認められている成分の数は極端に限られており、新成分の承認を得るのものはなはだ困難である。

提言：EBCは厚生労働省に対し次のことを強く要請する。：

1. 許可成分の透明性を高め、成分名リスト、規格、配合量、製品カテゴリーおよび関連の効能表現を公表する。
2. 新有効成分の申請登録に関する規制を緩和し、新規化粧品成分の使用を許可する。

並びに

3. 化粧品における全成分表示の実施と同様に医薬部外品についても全成分表示を実施する。

- **規制改革：化粧品** — 2001年4月に成立した規制改革の実施は、成分の使用を緩和し、製品の安全の責任をメーカーおよび輸入業者に移行した点が特に注目され、EBCはこれを大いに歓迎する。

提言：

1. 厚生労働省は欧州委員会（EC）の規制機関および科学諮問委員会（SCCNFP）と連絡をとり、新しいポジティブリストとネガティブリストを調和させる。
2. 厚生労働省はヨーロッパの関係当局と調整して、ポジティブリストおよび医薬部外品カテゴリーの新成分承認に関し、相互に納得のできる安全基準を設定する。
3. 製品の革新をサポートするため、新法のもとに認められた製品に対する効能表現の幅をさらに自由化し、現行のヨーロッパ基準に合わせる。
4. 新法を全ての関係当事者に公平な一貫した形で実施、施行する。特に新法が不法輸入業者に抜け穴を提供するようなことがあってはならない。
5. リサイクルマークに関しては、ヨーロッパおよびアメリカの関係当局との話し合いの際に、同様の調和がなされるよう経済産業省に要請する。

化粧品の新たな規制環境

2001年4月、ヨーロッパの現行規制制度と類似の枠組みを導入する新法が施行された。これにより、成分の使用規制が緩和され、製品の安全性は、製造業者や輸入業者の責任となり、限定されたポジティブリストとネガティブリストが作成された上に、すべての製品容器上にもれなく全成分表示を日本語で行うことが義務付けられた。EBCはこうした改革姿勢を全面的に支援しており、新たな規制環境があらゆるメーカーに、日本市場の高い要求に応えられる革新的製品の開発に挑む機会を提供するものとなるという感触を得ている。

しかしながら、EBCはヨーロッパと日本の規制に調和が取れていないことを残念に思っている。3つのポジティブリストに網羅されているカテゴリー（防腐剤、紫外線吸収剤、タール色素）は、同じであるものの、その中身については、ヨーロッパと日本でかなりの隔りがある。その結果、ヨーロッパの化粧品メーカーは必ずしも消費者の要望に応えていない場合でも、日本の規制にあわせるためにのみ、処方変更を強いられている。ヨーロッパで広く使用されている新しい成分が日本では承認を得るのが容易ではない。EBCは新成分承認のための相互に納得のできる安全基準の設定についてEUと日本の協力を促すものである。これらのリストの中身が早急に調和されるよう改めて促すものである。

日本で許可される効能表現の範囲は新法で55まで拡大されたが、一般的な表現に留まり、制約が多く、新法により認められたはずの製品の革新を反映していない。このため、製品の差別化ができない状況が続いている。EUにおけるように、製品の効能表現は、製品の十分な効能実証データを基に各メーカーの責任においてなされるべきものであると考える。EBCはこの分野においても更なる自由化を促す。

EBCは規制改革の施行が徹底されないと、法を遵守しない輸入業者に非合法活動を許す抜け穴が発生するのではないかと危惧している。改革は一貫した透明性の高い形で実現されなければならない。全ての当事者が新制度のもとで自分に何が求められているかを認識しておく必要がある。輸入業者全てが法を遵守しているかをチェックするための透明性のある監査システム、その監査結果をインターネットで公表するシステムを設立すべきであるとEBCは提言する。

新薬事法（PAL- Pharmaceuticals Affairs Law）によって各製造業者や輸入業者に求められる安全対策が強化される。これは、2005年に施行される予定である

医薬部外品の規制改革：停滞しているプロセス

EBCはまた、日本国民の健康への関心が高まる中で重要な存在となりつつある医薬部外品のカテゴリーに、化粧品規制改革の趣旨が及ばなかったことを極めて遺憾であると考えている。医薬部外品カテゴリーは、殺虫剤や殺鼠剤、生理用ナプキン、店頭販売（OTC）のドリンク剤などの化粧品以外の品目に加えて、制汗剤、育毛剤、脱毛剤、染毛剤、浴用剤、薬用化粧品（美白製品など）、薬用歯磨剤、口中清涼剤など幅広い種類の製品により構成されている。

残念ながら、ヨーロッパや米国において、化粧品とみなされている多くの製品が、日本では医薬部外品としての取り扱い、化粧品をはるかに凌ぐ制約を受けている。これは日本の消費者に新しいテクノロジーを提供する上で大きな障壁となっている。医薬部外品（QD）の各カテゴリーで使用が許可されている成分の数は著しく限定されている上に、ある種の有効成分および添加物を含有する製品が何をもってして医薬部外品として分類されるのかという論理があいまいである。さらにまた、このカテゴリーにおいて、新成分の承認を得るのが多大なコストと時間を要するプロセスであることは、折り紙つきである。化粧品に使用が認められるようになった成分の中にも、医薬部外品に使用する場合には、厳しい精査を経なければならないものが存在する。

切花

EBC切花委員会は日本の切花市場に大いなる可能性を見ているものの、植物検疫制度の根本的改善が実現しない限り、輸入増は望めそうにない。日本は、国内でも当たり前の存在となった生物にすら、未だに「許容度ゼロ」を適用している。

問題点：



- 植物検疫法規** 各国がGATTウルグアイ・ラウンド協定のSPSの章に定められた条文（あるいは、少なくともその精神）に沿って植物検疫法規の改正を進めている中で、日本だけは依然、足並みを揃えようとしていない。国際交渉は長い年月をいたずらに費やすばかりで、目に見える成果を上げるには至っていない。日本は植物検疫法規を利用して、切花の輸入を制限しているとしか思われない。

提言：日本の非検疫生物リストの枠を広げて、切花に見受けられるすべての無害生物を含めるべきである。EBCは日本政府に対し、現在出荷停止原因の80-90%を占めている主要害虫（ダニ、アブラムシおよびアザミウマ）に検疫対象を絞ると共に、日本で当たり前の存在となっている全生物に対する「許容度ゼロ」の慣行の廃止に向けたプロセスを加速することを勧告する。

- 燻煙コスト** 2001年8月、日本公正取引委員会が行った調査の結果、成田空港における燻煙および倉庫のサービス提供者は独占禁止法第3条（不当な取引制限）に違反して、価格設定と仕事配分に関する談合行為を行っている結論された。当事者のうちの一企業がこの審決に対して異議申し立てを行ったため、現在、公正取引委員会の審判は膠着状態にある。

提言：EBCは、公正取引委員会側が当初の審決に盛り込まれている勧告の全面実施に向けて、迅速に対処することを強く要請する。燻煙サービスを提供する企業のための競争環境を整えることが必要である。

- 検査・取扱い設備** 日本の大半の国際空港にある設備は、切花やその他の生鮮品を大量に扱うには不十分である。ここ数年で検査能力は進歩を遂げたものの、改善の余地は今なお大きい。

提言：保税倉庫および発送エリアにはさらなる改善が必要であり、特に最大量の輸入品を取り扱う成田空港には徹底した改善が求められる。EBCがそもそも5年前に要請したとおり、ピークシーズンの検査能力を高め、午前6時から検査を開始できるようにすることが望まれる。

日本の切花市場

日本の切花市場は世界最大の規模を誇る。年間消費額はおよそ8千億円に上っているが、ここ数年は、この部門における貿易に今なお非関税障壁が立ちはだかっていることもあって、伸び悩みを見せている。EBCは個人消費に切り替わりつつある切花市場に大いなる可能性を見ているものの、大衆市場商品を現在よりも低価格で供給できるようにならない限り、現状からの大きな改善は見られない。日本の生産者は、例えばオランダの場合のように、切花が長年にわたり産業の特徴であり続けられるほどの経済的規模を持つには至っていない。一方、欧州の生産者は、低価格花の大量輸入を阻む数々の貿易障壁のために、日本に対するこの優位を生かせずにいる。

主な貿易障壁

切花貿易にとっての最大の障壁は、なんと言っても制限的な植物検疫法規である。理屈の上では、「許容度ゼロ」はGATTウルグアイ・ラウンド協定のSPSの章を根拠として有害と目される生物に適用すべきと考えられる。1996年には、日本の植物検疫法にリスクアセスメントに関する章が追加された。しかし、実際のところ、日本政府が有害生物と無害生物の実用的な区別を行っていないため、この改正も、これまでのところ、切花輸入に対して何ら影響を及ぼすに至っていない。例えば、アザミウマ、ダニ、アブラムシなどは日本の至る所で見られる昆虫であるにもかかわらず、新しい非検疫有害生物のリストに記載されていない。日本政府は非検疫害虫を増やすようにというEUの要請を数年にわたって検討してきたが、決断は遅れに遅れて先延ばしされている。日本政府は先頃ようやく、数種の生物について許容レベルを導入する意向を示した。EBCは、許容レベルが可及的迅速に、遅くとも2003年前半までに導入されるよう要請する。

日本の国際空港のインフラストラクチャーにも、何としても改善が必要である。燻煙、冷房および倉庫のコストは世界でも最高レベルにあるが、これはひとつには、空港設備サービスを提供している企業間に事実上競争が無いことに原因している。EBCは、成田空港における燻煙サービス提供者間の談合疑惑に関する日本公正取引委員会審判が実を結ぶのを待ちながら、それが最終的には輸入業者にとっての通関手続地におけるコストの削減につながることを期待している。

空港設備サービスのコストが法外であることに加えて、設備自体も非常に混雑しており、出荷を迅速に捌くには不十分である。到着貨物が検査や通関に回されるまでに、また、通関貨物の出荷にも、時間がかかりすぎる。これが日本への切花輸入事業に不要なコストを上積みしているのだ。

検査スケジュールの拡充や植物検疫官の増員により空港での検査手続きを改善しようとする最近の試みをEBCは歓迎しており、日本政府がこの方針を貫いてくれることを望んでいる。最終的には、検査済みの花を通関手続地において再検査する現在の方式が、任意抽出検査制度に代わることを期待している。これは数年前に要請したことなのだが、未だ、いかなる措置も講じられていない。

その他の問題

現在のところ日本では、最初の入国地点で輸入生鮮品の検査手続きを済ませることになっている。植物検疫検査が行われる別の空港へ密閉容器で空輸して、通関手続きを済ませることはできる。しかし、密閉容器をトラックで輸送することはできない。これは許可されて然るべきである。

最後に、植物に対する輸入税は3.0%となっているが、これは日本への切花輸入コストをさらにつり上げるものであるため、EBCとしてはこの輸入税の撤廃を日本政府に促したい。

For more information, contact:

Mr. Andrew Mankiewicz
Chair, Food Committee
(President, Tozai Group Ltd.)

C/O Tozai Group Ltd.
Harajuku 101 Bldg. #301
4-23-12 Jingumae,
Shibuya-ku, Tokyo
〒150-0001 JAPAN
Phone 03-5772-7487
Fax 03-5772-7489

食品

欧州の食品生産者は自社製品の品質に多大なる誇りを持っている。この評判が日本の消費者の間徐々に認知されつつあるお陰で、日本における欧州の食品に対する需要は増加の一途をたどっている。しかし、残念ながら、日本市場を取り巻く数々の貿易障壁の故に、欧州の食品生産者が欧州の高級食品に対する日本の消費者の需要を全面的に満たすのは困難な状況になっている。

問題点：



- **食品添加物** 最近、食品添加物の使用をめぐるスキャンダルが続々と発覚する中で、日本における食品添加物の使用認可の方法に潜む重大な問題が浮き彫りになってきた。世界中で広く用いられており、FAO/WHO合同食品添加物専門家委員会（JECFA）をはじめとする食品安全性に取り組む国際機関が安全と認めている多くの物質が、日本では使用を認められていない。その一方で、国際科学界では安全性の評価も承認もされていない多数の物質が、日本では承認されているのである。

提言：EBCは日本政府に対し、日本の食品添加物リストを国際規格に沿って改革するよう要請する。

- **関税** 輸入割当てと高い関税率が欧州の食品の入手を困難にしており、日本の消費者が負担する食品コストを引き上げている。

提言：EBCは、ケーキ類にかけるチョコレートやパンの防腐剤、ケーキミックス、アイシング、グレーズなど、日本の食品生産者が使用する原料をはじめとする食品の税率の引き下げを、日本政府が確約することを要請する。

- **有機食品規制** 日本では良質の有機食品に対する需要が右肩上がりの傾向を続けている。欧州の生産者はこの分野で強力な存在であるのだが、日本で認定されている欧州の有機食品証明・試験機関はほんの一握りしかない。

提言：日本における認定を待つ、欧州の有機食品証明・試験機関の申請全てを、可能な限り迅速に処理すべきである。日本の既存の有機食品規制を拡大して有機畜産品をも含めるという計画はEBCの望むところであり、欧州規制と同等の対応付けに関する交渉を早い段階から開始することを強く要請する。日本で認定された欧州の有機食品証明・試験機関には、自動的に、有機畜産品を証明する権限も付与されるべきである。

背景：

EBC Food Committee Member Companies

Arcane
Arla Foods Ingredients (Japan)
CMA
Danisco Japan
Japan Europe Trading Company
PURAC Japan
Puratos Japan
Roquette Japan
Strobbe Trading International
Sweden Food & Forestry
Tozai Group

規制環境

日本の食品市場はこのところ、不適切な製品表示や違法食品添加物の使用、ずさんな品質管理をめぐる数え切れないほどのスキャンダルの打撃を受け、日本の消費者は、日本の食品は安全なのか？という疑念を払拭しきれずにいる。EBCはこうした懸念を極めて重く受け止めている。欧州の食品生産者は、自分たちの製品の品質に誇りを持ち、安全な食品を供給することの重要性和価値をしっかりと認識している。

消費者の信頼感を取り戻す鍵は、日本における食品の生産と輸入の規制環境を日本政府が改革できるか否かにあると、EBCは確信している。現状は極めて複雑だ。日本の食品生産、取引、流通は日本政府が規制しているが、そこに農林水産省（食品政策）、財務省（輸入税）および厚生労働省（表示、成分）が関与している。食品産業組合も食品政策の形成に影響のある役割を担っているが、その政策が外国の食品生産者や日本の消費者に不利益をもたらすことも珍しくない。日本の食品規制は透明性に欠けており、施行に一貫性が見られないことも往々にして存在する。EBCとしては、2003年に計画されている、農林水産省と厚生労働省の生産者優先の政策から離れた内閣府傘下の独立した食品安全委員会の手腕により、この事態が改善されるものと期待している。

食品添加物

この新しい食品安全委員会が取り組む最初の課題のひとつが、日本の食品添加物政策の見直しである。日本で認可されている828の添加物のうち、FAO/WHO合同食品添加物専門家委員会が認めているものは僅か294である。一方、FAO/WHO合同食品添加物専門家委員会が認めているその他の600余の添加物は、世界中で一般的に使用されているにもかかわらず、日本での使用を認められていない。欧米では広く使用されているものの、日本では認可されていない溶媒を使って添加物を製造していた日本企業のスキャンダルが大きく報道されたために、厚生労働省は食品添加物政策の見直しを迫られることになった。FAO/WHO合同食品添加物専門家委員会が認めている物質を、企業からの認可申請を待たずに認可したのも初めての出来事である。7月にフェロシアン化物（固化防止剤）が認可され、さらに、厚生労働省は現在、優先的に検討すべき物質の確認作業に入っている。EBCは、原則としては、日本の食品添加物リストを既成の国際基準と完全に一致させるために、厚生労働省がより包括的なアプローチをとるべきだと考えている。次に挙げる物質については、可能な限り迅速な再評価が必要である：

SSL、リン酸アルミニウムナトリウム（SALP）、ポリソルベート20、ポリソルベート60、ポリソルベート65、ポリソルベート80、ヒドロキシプロピルメチルセルロース、イソプロパノール、アセトアルデヒド、ケイ酸カルシウム、ソルビン酸、安息香酸、ナタマイシン、 γ -アボ8カロテナル、ヨウ素添加塩、合成タウリン、グルクロノラクトン、ニコチンアミドアデニンジヌクレオチド（NADH）、アゾルピン、アンモニウムホスファチド、プロピオン酸カルシウム、ヒドロキシプロピルセルロース、カルボキシメチルセルロース、炭酸カルシウム、酸化マグネシウム、ケイ酸アルミニウムカリウム、ソルビン酸カリウム、グルタルアルデヒド

通関手続地

日本の税関によって検査される輸入食品には、厚生労働省が国産品を検査する際に用いる方法よりも厳しいテストが課せられることが多い。この慣行は差別的であるばかりか、首尾一貫した有意義な方法として消費者を保護できるものでもない。日本の空港設備はここ数年で改善されつつあるものの、生鮮品をはじめとする食品を大量に扱うには、未だ不十分である。締めくくりとして、EBCは、通関手続地によって異なる取扱いの一本化を進めるように強く要請する。成田空港で行われる最初の通関手続きに使用した書類を、その後の船舶輸送に際して港湾管理委員会に自由に提出できるようにすべきである。

For more information, contact:

Mr. Michael Sainsbury
Chair, Liquor Committee
(President, Maxxium Japan K.K.)

C/O Maxxium Japan K.K.
40 Mori Bldg., 3 Fl.
5-13-1 Toranomon, Minato-ku, Tokyo
〒105-0001 JAPAN
Phone 03-5401-6260
Fax 03-5472-0511

酒類

1996年に下された世界貿易機構（WTO）の裁定に従って、日本政府はここ5年間で焼酎以外の酒類に対する税率を大幅に引き下げた。EBC酒類委員会と欧州蒸留酒製造者協会の長年にわたる精力的なロビー活動が報われたわけである。EBCは市場参入の改善を確約した日本政府を心から支援すると共に、以下に概説する分野でさらなる進展が見られることを期待している。

問題点：



- **製品の定義** 日本におけるアルコール飲料の定義は実にあいまいである。日本製“ウイスキー”と“リキュール”のブランドの多くは、欧州では決してそのような名称で呼ばれることのないものである。こうしたあいまいな定義が日本の製造者に、地名付きの製品も含めた、国際的に受け入れられている製品仕様を満たさない低価格製品を市場に出すことを許しているのである。これは日本の消費者を惑わすものにほかならない。

提言：日本の製品定義を、EUおよび米国で定義され、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認された国際仕様に適合させるべきである。

- **小売免許** 酒類の卸売免許は数種類存在しており、酒類製品のメーカーまたは輸入業者が運営する販売場はそれぞれに免許を取得しなければならないことになっている。日本政府は、2001年1月1日に発効した小売免許間最低距離基準の撤廃により、小売環境の規制緩和に踏み切った。

提言：EBCは日本における酒類小売の規制緩和を強く支持するものであり、事業を行うために必要とされる免許数の削減、並びに、改革実施に関する透明性の高い時間枠の設定の2点を要請する。

- **関税** 酒税改革が開始されたにもかかわらず、関税は依然として、欧州からの酒類輸入の大きな障害となっている。

提言：EBCは日本政府に対し、輸入酒類の関税を撤廃する方向で努力を継続するよう、強く要請する。

背景：

EBC Liquor Committee
Member Companies

Allied Domecq Spirits & Wine
e.s. Japan
Heineken Japan
Jardine Wines & Spirits
Maxxium Japan
Pernod Ricard Japan
Whisk-e

日本の酒類市場

日本の洋風スピリッツ・ワイン市場は世界最大級の規模を誇っており、年間約1億ケース（9億リットル）を捌いている。蒸留酒市場（リキュールを除く）の80%近くを占めているのは焼酎であり、残りの大半はウイスキーとブランデーとなっている。酒税改革によって焼酎とその他の蒸留酒の酒税格差は大幅に縮小したが、ウイスキーやウォッカなどの輸入蒸留酒のマーケットシェアはほとんど変化していない。

輸入品のマーケットシェアが50%を超えている唯一の蒸留酒カテゴリーはワインであり、全体的に見ると、日本へのワイン輸入に関する見通しは依然として大いに明るい。ワインに対する消費者の関心は急激に高まっており、食事に合わせてワインを飲む日本人も増加している。供給者サイドでは、手ごろな価格のワインが幅広く登場していることに加えて、小売環境の規制緩和が進みつつあることと、品質管理が向上していることが、輸入ワイン市場の市場環境改善に貢献することになる。唯一の危険シグナルは、現在のデフレ環境にあって、ワインの棚卸し価格に強い下方圧力がかかっていることであり、大半の需要は1本千円以下の範囲から生じている。

税制改革

日本の酒税法は過去50年以上にもわたって輸入蒸留酒を差別的に扱ってきた。GATT委員会は1987年、この慣行に不利な裁定を下したが、結局は微々たる改善が見られるにとどまった。EU、カナダおよび米国がこの問題をWTOに委ねたところ、WTOは1996年にこの申し立てを支持した。その結果として、日本はこの裁定以降、輸入ブラウンスピリッツと国産焼酎との酒税格差を600%から僅か3%へと縮小した。ジンやウォッカなどのホワイトスピリッツ、リキュールに関しては、酒税格差は完全に消滅している。

酒税改革はこの業界の状況を大きく一変させた。マーケットシェアを焼酎から取り戻すべく、大半の企業は節税分を消費者に還元している。それが功を奏して、ここ5年間に、日本の蒸留酒市場は世界で最も高価な市場から最も安価な市場へと変貌した。

皮肉なことに、税制改革は輸入蒸留酒のマーケットシェアには大きな影響を及ぼすことなく終わっている。成長を示しているカテゴリーは、安価な国産ウイスキー、ホワイトスピリッツ、リキュールおよびRTD（“加工酒”）のみである。日本において輸入ウイスキーとブランデー（コニャック）に長期的将来性を持たせるには、消費者の需要を刺激すると共に、これらの蒸留酒カテゴリーが持つユニークなイメージ、キャラクターおよび伝統を活かすための、より一層の努力が必要である。

製品定義

日本市場において欧州ブランドのイメージを展開するための重要なポイントのひとつは、ブランデー（コニャック）、ジン、ウォッカ、ウイスキーなどの国際的に取引されている蒸留酒の主要カテゴリーについて、意味ある総称定義を確立させることである。現在、日本における蒸留酒の製品定義基準は実はずさんである。そのお陰で、日本企業は、国際的な製品定義基準を満たさない製品を市場に並べて、生産コストの削減に励むことができていた。EBCはまた、日本がボルドー・ワインやスコッチ・ウイスキー、コニャックなどの地名を冠した欧州産酒製品を認識・保護しようとしないうちに、危惧の念を抱いている。日本の生産者には、実際に販売する製品と無関係な欧州の地名を付けた製品を市場に出すことが許されている。結局のところ、これは日本の消費者を惑わすものであると共に、欧州産酒製品の輸入市場の成長を阻む重大な障壁ともなっているのだ。

金融サービス

資産運用
銀行業務
保険
証券

For more information, contact:

Mr. Richard Mountford
Chair, Asset Management Committee
(Managing Director, Schroder Investment
Management (Japan) Ltd.)

C/O Schroder Investment Management
(Japan) Limited
1-11-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo
〒100-6224
JAPAN
Phone 03-5293-1500
Fax 03-5293-1550

資産運用

専門的資産運用は、国民の貯蓄、生活保障、老後の生活の質に大きく貢献する。専門的資産運用サービスへのアクセスは究極的に消費者の最大の利益になるため、規制環境がこれを促進することが重要である。

問題点：



- **郵貯 / 簡保基金へのアクセス** 簡易保険（簡保）および郵便貯金（郵貯）基金の保管者は、投資収益の最大化を図るために専門投資顧問会社を利用することを依然法律で禁じられている。
提言：郵政省によって保有された基金を認可投資顧問会社が運用管理することを妨げているすべての障壁を撤廃すべきである。
- **オフショア・ファンド** フショア・ファンドの販売、マーケティング、サービスに適用される規制は、資産運用会社が日本国内の投資家に海外系列会社の商品をプロモートすることを困難にしている。
提言：EBCは、資産運用会社がグループ系列会社によって運用される商品を日本国内の専門的機関投資家に対し、より容易にプロモートおよび販売できるよう、日本国内でのオフショア商品のプロモーションに適用される兼業認可制度の改革を要望する。単一のオフショア・ファンドに全額投資することを国内フィーダー・ファンドに認めるよう、日本投資信託協会の規則も改正すべきである。
- **規制当局の一本化** 投資信託の運用と投資顧問サービスの運用は実質的にあまり異ならないとはいえ、それぞれの業務は、別個の認可要件、申請要件、顧客への開示要件を有する別個の法律によって規制される。これは、管理手続の事実上の重複をなしている。
提言：資産運用業務に適用される規則・規制は可及的速やかに整合化されるべきである。これは、2つの既存業界団体の合併を促進し、市場の一貫性と効率性をさらに促進するだろう。
- **純資産価値計算** 日本では、すべての投資信託の純資産価値（NAV）が2度にわたって計算される。NAV計算の重複は、日本の資産運用会社に相当の付加コストをもたらしており、そのツケは最終的に消費者へと回される。
提言：消費者保護のため、NAVは資産運用会社からは独立して計算すべきである。

背景：

マーケットアクセス

投資顧問会社の専門知識をフルに活用することを法律で禁止されている、日本に残る最後の主要投資共同資金は、郵政省の郵貯および簡保基金である。日本の郵政の将来に関する目下の論争が、2003年にこうした規則を改革するという、総務省が以前に発表した計画にどう影響するかは不明であり、EBCはこの問題が可及的速やかに明確化されるよう要望する。

規制環境

EBCは、リスク、リスク許容度、投資成果、収益履歴、流動性、手数料、関係者取引の明確で意味ある開示をサポートする消費者志向の開示ガイドラインに基づいた、日本の資産運用セクターの規制監督へのよりマクロ・レベルのアプローチを支持する。「投資家の洗練」にいつその重点を置くべきである。そうすることで、金融庁は保護を切実に必要とする者に、限られた資源のより多くを投入する一方、銀行、保険会社、年金基金といった洗練された機関投資家に提供される投資選択肢（ヘッジファンド等の代替的投資を含む）を拡大できるようになるだろう。

EBCは、他の諸国では、様々の投資家のために同種の資産のより広範囲のプーリングを推進する継続的措置がとられていることを承知している。これは数多くの有益な効果をもたらしてきた。すなわち、運用管理下のファンドの大幅な増加、最終投資家にとってのコスト削減、すべての投資家の平等且つ公平な取扱いの推進、資産運用サービス提供者の数の大幅増加ならびにその結果としての競争激化および個人投資家にとっての選択肢拡大などである。あいにく、日本には、資産運用会社が日本市場内のグループ系列会社に代わって売買注文を行うことを禁じる規制等、プールされた資産の効率的な運用を阻むいくつかの規制が存在する。金融庁は、資産運用会社がグループ系列会社に代わって取引することを望む場合には証券免許を取得する必要がある旨口頭で表明している。この規制は日本の資産の効率的な運用に寄与せず、最終的には消費者に不利に働く。

日本国内で投資顧問サービスの提供および/または投資信託の運用を行うことを許可された資産運用会社がグループ系列会社によって運用されるオフショア・ファンドの販売、マーケティング、サービスをサポートするためには、兼業認可を取得することが目下義務付けられている。こうした認可は一般に、グループ本社へのマーケティング・サポートの提供、文書翻訳・納入サービスの提供、および場合によってはグループ系列会社への見込み客の紹介に範囲が限定されている。EBCでは、海外系列会社によって運用される商品のマーケティングは原則的に資産運用会社の基幹的事業をなすものであり、オフショア・サービスの兼業認可制度は最終的に撤廃されるべきであると考えている。その一方、指示を仰ぐこと、グループ系列会社と既存/見込みクライアントと販売会社の間で質疑応答を伝達すること、グループ系列会社に代わって報告サービスを提供することを資産運用会社に明確に認めるために、オフショア・サービスの兼業認可の範囲を拡大すべきである。最低限、副業認可の範囲を明確に規定して、すべてに平等に適用すべきである。

投資信託委託会社と、投資信託資産を保有する信託銀行はかねてから、ファンドの純資産価値を両者が別々に計算する義務があると感じてきた。こうした作業の重複は、日本のファンド・マネジャーに相当の付加コストをもたらす。そのツケは最終的に消費者へと回される。EBCでは、グローバルなベストプラクティスは、消費者保護のため、投資信託の純資産価値を資産運用会社とは独立して計算することであると確信しており、純資産価値の重複計算問題への商業的解決法を追求する業界の努力を支援するよう金融庁に要望する。

EBC Asset Management Committee Member Companies

ABN AMRO Asset Management
Baring Asset Management
BNP Paribas Asset Management
Commerz International Capital Management
Credit Agricole Asset Management
Credit Lyonnais International Asset Management
Credit Suisse Asset Management
Dexia Asset Management
Gartmore
HSBC Asset Management
ING Mutual Funds Management
JP Morgan Trust Bank
Meiji Dresdner Asset Management
Pictet Asset Management
PCA Asset Management
Schroder Investment Management
UBS Global Asset Management
West LB Asset Management

For more information, contact:

C/O Credit Lyonnais, Tokyo Branch
Hibiya Kokusai Bldg. 5F
2-2-3 Uchisaiwai-cho, Chiyoda-ku,
Tokyo
〒100-0011 JAPAN
Phone 03-5512-5600
Fax 03-5512-5606

Mr. Pierre Finas
Chairman, Banking Committee
(General Manager for Japan, Credit
Lyonnais, Tokyo Branch)

銀行業務

不良債権処理問題が日本経済全体に重くのしかかる中、金融業界の再生は依然、日本政府の政治課題の筆頭を占めている。EBC銀行業務委員会は、この問題に取り組む断固たる行動、ならびにオープン、公正且つ効率的な金融市場を実現するための措置を歓迎する。

問題点：



- **金融セクター改革** 不良債権問題は政治課題の筆頭にある。EBCは、金融セクター再生を目指す金融庁のここ数年の努力を高く評価するとともに、こうした改革の基本原則から退却することなくさらなる断固たる行動をとることを奨励する。

提言：EBCは、日本政府が、金融セクターを再生して業界のバランスシートの透明性を高める政策を明確な形で実現すべきであると強く確信している。EBCは、公的資金の注入につながると期待される触媒的な措置として、日本の銀行が保有する株式を買い取るとの日銀の先頃の決定を支持する。これは、日本の金融システムへの信頼回復に寄与するであろう。

- **ファイアーウォールの撤廃** 銀行と証券会社間のファイアーウォール規制を緩和するいくつかの措置がとられているものの、それらは、EBCが要望してきたような、日本の金融市場の完全な自由化を目指したものではない。

提言：日本の金融市場の完全な自由化を実現するために、日本政府は証券取引法第65条を廃止すべきである。信託子会社を設立する必要なしに受託業務を営むことを外国の銀行にも認めるべきである。

- **規制の明瞭性** EBCは、1998年のパブリックコメント制度導入に続く、2001年の「ノーアクションレター」制度導入を歓迎する。EBCは、法規の適用面での公正さを確保するための、金融庁によるさらなる努力を期待したい。

提言：EBCは、金融庁がパブリックコメント制度のもとでの意見収集のためのコメント期間を延長すること、および「ノーアクションレター」への回答にかかる期間を短縮することを提言する。

背景：

EBC Banking Committee Member Companies

ABN AMRO Bank
Barclays Bank
BNP Paribas
Commerzbank
Credit Lyonnais
HSBC
ING Bank
IntesaBci
Sanpaolo-IMI
Standard Chartered Bank
Swedbank

金融セクター再生

信頼できる有能な金融仲介機関の存在は経済全体にとって必要不可欠であるため、EBCは、金融セクター再生が日本政府の目下直面している最も重要な課題の1つであるとみている。金融機関の強みの基盤は信用にある。したがって、バランスシートの浄化を通じての、金融機関および金融システム全体に対する信頼回復は、政府の目標を達成する上で欠くべからざるものである。

EBCでは、時価による資産評価を始めとする国際会計基準の導入と、預金保証を一定限度までとするいわゆる「ペイオフ」の解禁は、この方面の改革を追求する政府の決意の明確なあらわれであるとみている。

しかしながら、最近の動向は、この決意についていくつかの疑念を生じさせている。第1に、金融庁の発表によると、2002年3月現在の全銀行保有の不良債権は1年前より9兆6,000億円増えて43兆2,000億円になった。金融庁ではこの増加はリストラクチャード・ローンの分類基準のより厳密な適用に一部起因するとしているが、基準がこれまであまり客観的ではなかったのではないかと、今もまだあまり客観的ではないのではないかと、との疑念は消えない。

第2に、(目下、ペイオフ規則の適用外とされている当座預金を含む)完全「ペイオフ」制度の導入を延期するという最近の主張は、日本の銀行が保有する不良債権の処理が峠を越えたとする政府の度重なる表明にもかかわらず、政府自身がこうした銀行の健全度を確信していないとの印象を与える。

ファイアウォール規制

最近実施された改革の結果、銀行と証券会社は今では、共通のリーテイル・スペースを共用することを認められており、さらに、小口投資家への証券商品の販売を促進するために、その他いくつかのファイアウォール規制が緩和されている。しかしながらEBCは、こうした改革が、銀行と証券会社の間の人為的障壁を設けている既存の規制の正当性を主張せんとしてそれ以上の手を打たなかったことに失望しており、銀行が証券業務を行うことおよび証券会社が銀行業務を行うことを禁じている証券取引法第65条の撤廃を改めて要望する。

さらに、金融機関が提供する受託サービスに適用される法律の改正により、今年2月以降、日本の大手銀行は受託業務を営むことが可能となったが、外国の銀行は依然、受託業務から除外されている。EBCは、この扱いは差別的であり正当化されないとみている。

規制の明瞭性

1998年の金融監督庁設置以来、関係者から意見を募る目的でパブリックコメント制度が実施されてきた。EBCは、このレビュー・プロセスを原則的に支持しているとはいえ、より幅広い観点から政策案を公正に評価するためには、この制度のもとでコメントを行う十分な時間が果たして関係者に与えられているのかどうか疑問に感じている(コメント期間は現在、1週間から約1ヶ月である)。

「ノーアクションレター」制度(法令適用事前確認手続)に関しては、金融庁のウェブサイトによると、1年前に制度が導入されて以来、金融庁に照会され回答された件数は3件にすぎないようである。この制度で扱われる件数の少なさは、この制度が効果的に実施されていないことを示唆している可能性がある。これはおそらく、回答を受け取るまでに長い時間(平均2ヶ月)を要することが原因であろう。

For more information, contact:

Mr. Christian Wrede
Chair, Insurance Committee
(Executive Director and CFO, AXA
Life Insurance Co. Ltd.)

C/O AXA Life Insurance Co. Ltd.
1-2-19 Higashi, Shibuya-ku,
Tokyo
〒150-8020
JAPAN
Phone 03-5774-2024
Fax 03-5774-3884

保険

規制改革により、日本の保険セクターで活動する欧州企業の商環境は改善されている。商品設計・商品承認プロセスは徐々に規制緩和がなされており、ソルベンシー比率や自己資本妥当性を始めとするきわめて重要な財務データの監視を改善するために適度の措置がとられてきた。EBC保険委員会はこの改革志向の姿勢を歓迎するとともに、下記の分野においてなおいっそうの進展が見られることを期待している。

問題点：



- **商品承認** EBCは、規制当局が新商品の承認に關与する必要がないことを強調したい。なぜなら、競争価格での革新的保険商品の導入を妨げる働きしかないからだ。1999年に行われた特定の企業物件に関する通知制度の策定とその後の拡充は、紛れもなく、正しい方向への一歩だったとはいえ、プライシングと保険契約の包括的な規制緩和がまだ必要である。

提言：事前商品承認に關して残っているあらゆる要件と、金融庁によるプライシングへの關与は廃止されるべきである。

- **マクロ監視** 保険契約者に対する義務を履行するためには、保険会社は財務状態が健全でなければならない。あいにく、ソルベンシー比率を計算するために日本で用いられる手法は国際的な慣行に適合しておらず、販売に供される商品の安全確実性を顧客が判断することは往々にして困難である。

提言：会計基準、情報開示慣行、ソルベンシー方式は、認められた国際基準に沿ったものにすべきである。とりわけ、異常災害に關する保険金額参照規定は廃止されるべきである。最終的には、日本当局が好むミクロ・レベルの舵取りを廃止して、ソルベンシー比率や自己資本妥当性といった重要な財務データのマクロ・レベルの監視に監督的的を絞直すべきである。

- **販売** EBCは、変額年金を含む特定の商品種目を銀行その他の金融機関を通じて販売することを認める最近の改革を歓迎する。

提言：金融機関を通じての保険商品の販売に対する残りすべての制限を撤廃すべきである。

背景：

EBC Insurance Committee Member Companies

Allianz
Aoba Life
Aon
AXA Direct
AXA Life
Coface
GeneralCologne Re
Credit Suisse Life
Gerling
Hartford Life
ING Life
Jardine Lloyd Thompson
Lloyd's
Manulife
Marsh
PCA Life
SCOR
Skandia Life
Swiss Re
Watson Wyatt
Willis
Zurich

規制改革

EBCは、保険契約とプライシングのミクロ監視から、ソルベンシー比率、自己資本妥当性、適切で近代的な会計慣行のマクロ・レベル監視への移行を継続するという、規制改革プログラムで述べられている日本政府の長期目標を支持する。これは、認められることと認められないことを明確に規定し、逆の解釈を生む不確かさを伴うことなく、すべての市場参加者に刷新の自由を認めるオープンな体制を日本政府が採用してこそ可能となる。

販売

EBCは、（銀行や証券会社といった）金融機関と独立保険代理店を通じての保険商品の販売に対してはいっさい制限があるべきでないと考えている。金融機関は、2001年4月と2002年10月に行われた銀行販売を自由化する改革に伴って目下認められているものに限らず、すべての商品種目を販売することを認められるべきである。独立保険代理店は、現行の取扱い保険会社からの干渉なしに、複数の保険会社を代理して販売する自由を有すべきである。EBCはさらに、企業代理店の販売できる商品を制限しているいわゆる構成員契約規制の撤廃、保険会社が法人代理店の募集人の住所を維持管理する必要性の撤廃、生保・損保両方の商品に関する手数料支払についての一貫した規則の適用（いわゆる自己・特定契約制限）を日本政府に要望する。

利回り引き下げ

EBCは、低迷する投資環境への対処を助けるために保証利回りを引き下げることを保険会社に認める提案を支持しない。EBCは日本の生保業界におけるさらなる破綻を未然に防止したいという願望は理解しているが、保証利回りの引き下げを保険会社に認めることが、保険セクターへの信頼をさらに損なうきわめて危険な先例となるおそれがあるとも感じている。しかしながら、日本政府がこの行動方針を追求し続けるのであれば、日本の生保市場で活動する外国企業に不利とならないよう、改革を完全に中立的なやり方で実施すべきである。

契約者保護基金

原則的にEBCは、事業を手堅く運営してきた保険会社が別の保険会社の破綻の代償を支払うことを義務付けられるべきではないと感じている。また、より慎重なマクロ・レベル監視を推進することが消費者保護を確保する最善の方法であると感じている。EBCは、生保および損保セクターにおける既存の契約者保護機構への事前資金拠出にからむ莫大な財務的負担を軽減する方法を探るよう日本政府に要望する。現行制度は、基金への支払義務付けの結果として弱体の保険会社が破綻を余儀なくされるという悪循環に陥るおそれがある。

簡易保険

EBCは、郵政省の簡易保険制度の民営化を支持する。生保市場に公平な土俵を生み出すために、簡保は最低限、民間保険会社と同じ自己資本、ソルベンシーマージン、業界資金拠出要件を適用されるべきである。

For more information, contact:

Mr. Jean-Francois Minier
Chair, Securities Committee
(MD and Tokyo Branch Manager, Dresdner
Kleinwort Wasserstein (Japan) Ltd.)

C/O DrKW (Japan) Ltd.
Toranomom 4-chome MT Building
4-1-8, Toranomom, Minato-ku,
Tokyo 〒105-0001 JAPAN
Phone 03-5403-9898
Fax 03-5403-9075

証券

2002年現時点までの動向についてのEBCの評価は好悪相半ばしている。金融庁は将来についての優れた中期ビジョンを発表したものの、実際には、空売り違反に対する措置におおかた没頭してきた。EBCは、規制の枠組みが適切である限り規制の遵守と実施を全面的に支持し、また、規制の精神が形式より優先されることを全面的に支持する。ファイアーウォール規制等の分野を含む、金融庁の表明したビジョンを実現するためには、規制緩和にも同様のエネルギーが注がれるべきである。

問題点：



- **規制の枠組み** 規制の枠組みは、空売り違反に対して当局が最近とった措置において、その強みと弱点をすべてあらわにしてきた。とりわけ協議面においていくつかの好ましい動向が見られるとはいえ、金融庁/証券取引等監視委員会（SESC）による規則解釈の一貫性と透明性にまつわる疑問が依然として大きな懸念となっている。

提言：EBCは、日本経済の再生にとって必要不可欠な、金融市場の中期ビジョンの地道な追求を継続することを日本政府に奨励する。また、規制の実施を通じ、市場をすべての投資家にとってより信頼できるものにしようとする日本政府の奮闘を支持する。ただし、これが適切な規制の枠組み内で行われること、および違反の摘発が広範な支持基盤をもつことが条件となる。

- **ファイアーウォール** ファイアーウォールは依然、欧州の証券会社が日本においてグローバルで統合された形で事業を運営することを妨げている。日本の金融サービス・セクターのファイアーウォールは、米国のグラス・スティーガル法をベースにしたものである。この法律は元来、1929年の株価暴落後に個人を保護するために制定されたが、その後撤廃された。ファイアーウォールは日本ではいまだに存在し、実のところ、小口銀行と証券会社のスペース共用に関する特定の規制を金融庁が最近解除して以後、大口業務に関しては今や、小口業務の場合より厳しくなっている。これは常識や法律の本義に反するものであり、とりわけ総合銀行に不利に働く。

提言：EBCは日本政府に対し、銀行業と証券業の間のすべての人為的障壁の最終的撤廃へ向けて遅滞なく努力し、少なくとも大口業務に関して真の総合銀行の運営を可能にするよう要望する。

背景：

EBC Securities Committee Member Companies

ABN AMRO Securities
Barclays Capital
BNP Paribas
Cazenove & Co.
Commerz Securities
Credit Lyonnais Securities
CDC Ixis Capital Markets
Deutsche Securities
Dresdner Kleinwort Wasserstein
HSBC Securities
Credit Agricole Indosuez Securities
ING Securities
Société Générale Securities
UBS Warburg
West LB Securities Pacific
White & Case

規制の枠組み

EBCは、当局によって最近とられた空売り対策に関連した政治的議論には足を踏み入れず、規制の枠組みがすべての投資家にとって市場をより安全で公正なものにする真の助けとなるよう願って、規制の枠組みに関する提言を行いたい。

何よりもまず、市場の価格形成能力に影響を及ぼす違反に関する規則の適用面で一貫性があるべきである。株価操作策動（いわゆる「仕手」）とインサイダー取引に対するいっそう厳しい姿勢は、空売り対策をより信用できるものにするだろう。金融庁と証券取引等監視委員会は、証券会社の査察に際して複数の私的解釈が生じるのを避けるために、既存の規則を公に明確化すべきである。さらにまた、新しい法律の実施時や旧来の法律の強化時には、市場インフラ（証券取引技術を含む）を考慮に入れるべきである。

明るい材料として、規制当局と、証券業の様々な利益を代表する業界団体（日本証券業協会（JSDA）、投資銀行協会（IBA）、在日アメリカ商工会議所（ACCI）、EBC）との間の対話の改善が認められる。さらなる対話を奨励すべきである。パブリックコメント制度を強化して法律/条令の起草段階へと拡大適用する必要もあり、また、「ノーアクションレター」制度をさらに推進すべきである。

最後に具体的な改革に関し、EBCは、外国企業による日本国内での買収のための株式交換に関する規則を改正するという経済産業省の新しい提案を歓迎する。これは、本当にその気があるならば、多数の規制を改革するための早急且つ実地的な解決法について日本政府の各方面間で合意に達しうることを証明するものとなるだろう。

EBCは、損失補填に関する規則の緩和も歓迎する。緩和対象外のケースの承認に要する時間は、実際的でない現行の6ヶ月から、1ヶ月程度へ短縮すべきである。

ファイアーウォール規制 第65条は撤廃すべき

ファイアーウォール規制は日本における統合された金融業界の実現を人為的に阻んでいる。こうした障壁は、ほとんどが総合銀行グループの一員である欧州の証券会社にとってとりわけ不利なものとなってきた。たとえば証券取引法第65条は、銀行が証券業を営むことおよび証券会社が銀行業を営むことを禁止している。こうした障壁は諸外国の動向に沿わないものであり、財務ニーズに対する真に革新的なソリューションを生み出す上で効果的な競争の恩恵を受けることのできない日本の消費者や金融機関に不利に働く。

金融庁は先頃、小口顧客に関しての銀行と証券会社のスペース共用に関する規制を緩和した。小口投資家は、1929年の株価暴落後の（第65条のベースとなっている）グラス・ステイヤーガル法を通じての実質的保護対象だった。日本政府は、「ビッグバン」の精神を全面的に尊重して、銀行業、証券業、資産運用、保険業を分離しているすべての障壁を取り除くべきである。適切な商品規制および承認枠組み、顧客情報の保護、証券仲介業者の受託者義務の新たな重視を確保しながらでもそれは可能である。そうした自由化を通してのみ、日本の金融サービス業界は、世界市場における立場を回復すること、および日本の産業や商業に完全に競争的な金融選択肢群を提供することができるだろう。

医療・衛生

動物用医薬品
体外診断薬
医療機器
医薬品

For more information, contact:

Dr. Gerhard Roth
Chair, Animal Health Committee
(Representative of Intervet International)

C/O Mitaka Pharmaceutical Co. Ltd.
4-16-39 Shimorenjaku,
Mitaka City, Tokyo
〒181-0013
JAPAN
Phone 0422-46-9191
Fax 0422-46-9139

動物用医薬品

日本における動物用医薬品の承認手続きは依然として、日本の畜産業界、獣医師およびコンパニオンアニマルの飼い主の手元に革新的製品が届くのを阻み続けている。EBC動物用医薬品委員会は、日本政府が以下の提言に沿った規制緩和と国際的基準調和を確約してくれることを強く望むものである。

問題点：



- **国家検定** 日本政府は、医薬品製造管理および品質管理基準（GMP）を導入したにもかかわらず、製品の品質保証に自己責任のメカニズムを働かせるという世界的な傾向に逆行して、生物学的製剤の品質試験に相も変わらず、未だに国家検定制度を存続させている。国家検定制度は、製品を日本市場に出すのに要するコストと時間を増大させており、そのコストは、最終的には消費者に対して高価格と選択肢の限定という形で跳ね返っている。

1. **ワクチン** – 日本では、全製造バッチを動物医薬品検査所に提出して検定を受けることになっているが、これは、ワクチンの種類によっては最高100日間も要することである。大半の欧州諸国は、製造業者の品質管理試験施設を認可試験施設と見なすことによって、ほとんどのワクチンでは品質試験成績書と検査用サンプルの提出を要求していない。日本でも同様のシステムを導入すべきである。

2. **体外診断薬** – 動物用体外診断薬に対して義務づけられている国家検定は、即刻廃止すべきである。人体用体外診断薬には、肝炎やAIDSなどの重大な感染症の診断に用いられる診断薬にさえ、このような要求条件は存在していない。

3. **抗菌性飼料添加物** – 外国製/輸入飼料添加物に義務づけられている国家検定は、業界全体にGMPが導入された後には、廃止すべきである。それまでは、既にGMPを採用している製造業者に限り、国家検定を免除すべきである。サンプリング方法の合理化（例えば、添付サンプルの使用など）を進めて、現在の慣行による無駄を削減する必要がある。

背景：

EBC Animal Health Committee
Member Companies

Bayer
Intervet
Meril Japan
Novartis Animal Health
Virbac Japan
Boehringer Ingelheim Shionogi Vetmedica

動物用医薬品業界

欧州の動物用医薬品会社は、動物の疾病治療および予防と健康・全身機能増進を目的とした製品の研究、製造、流通に関して、世界の業界をリードする存在である。これらの製品は、ペットの健康維持や、畜産動物の効率的生産の促進、最大限の食品安全性の確保という形で、我々の生活向上に重要な貢献をしている。動物用医薬品は、徹底した研究と、安全性、品質および有効性を特に重視した技術革新の所産である。新製品の開発には莫大な時間と労力と資金が投入されている。このような状況にあっては、新製品承認を取り巻く規制環境により、そうした革新的製品の市場参入を無用に遅らせたり、余計な費用を生み出したりしないようにすることが肝要である。

規制環境

日本では、承認遅滞と承認手続きに要する高額のコストが故に、新製品を市場に出すのが困難である。最近では世界各国（欧州を含む）で承認手続き合理化への流れが見られるのに反して、日本では、新製品申請のための書類に、日本だけが要求しているデータを追加して、手を加えなければならない状況が続いている。EUや米国をはじめとする他の国々では既に承認されている製品の追加試験は最低限に減らして、重複を避けるべきである。また獣医師が既に広く使用しており、獣医学の文献でもその有効性が十分に実証されている人体用医薬品については、最小限の国内臨床試験のみで申請できるようにすべきである。

休薬期間

大半の国々は新薬申請時に設定された最大残留許容基準（MRL）に基づいて休薬期間を評価している。ところが、日本は未だに、ほんの一握りを除いたすべての医薬品成分に、「ゼロ残留」方針を貫いている。その結果として、MRLが新薬承認後に設定された場合には、製造業者は新たな休薬期間を決定するための残留試験をやり直さなければならない。このような二度手間を回避すべきである。最大残留許容基準および休薬期間は新動物用医薬品申請（NADA）の時点で設定すべきであり、残留物検出検査は国際的に認められているリスクに基づいた基準に準じて行うものとする。そうすれば、日本は国際的最良規範にさらに一步近づき、現在VICH（動物用医薬品の申請に必要な試験の実施方法に関するガイドライン・基準の調和を図るための国際協力）の主導下で推し進められている動物用医薬品検査のハーモナイゼーションを実現しやすくなります。

新動物用医薬品申請の書類手続き

日本政府はNADAのために提出する報告書をすべて日本語で作成することを要求している。これに反して、人体用医薬品の場合は、日本語の要約を添付すれば、オリジナルの言語で書かれた報告書を提出できるようになっている。海外の前臨床試験と臨床試験で得られたデータに基づいて英語で記されたオリジナルの文書すべてを翻訳しなければならないとなると、相当のコストがかかるが、これは容易に回避できるはずである。

旧態依然の動物試験の実施

日本で販売される菌体性飼料添加物は漏れなく、製品の安全性を証明する急性毒性試験に合格しなければならない。この試験は陳腐化している。発酵工程の間に適用される最新の分析方法は、あらゆる有毒副産物を検出できるものである。急性毒性試験はまた、製品開発プロセスにおける動物試験の数を減らそうとする世界の動きにも逆行するものである。菌体性飼料添加物は世界の至る所で使用されているという事実にもかかわらず、今なお急性毒性試験を要求している国は日本だけである。この試験は即刻廃止すべきである。

抗菌薬とその他の飼料添加物のブランド別リスト

EUが抗菌薬とその他の飼料添加物のブランド別リストを（成分別リストに代わるものとして）導入したことを踏まえて、EBCは日本政府にも同じ措置を強く要請する。これは、これらの製品の開発に要した多大な費用と時間、高度な知的財産を認識するに役立つはずである。

体外診断薬

体外診断薬は、疾病の予防や診断、治療のモニタリングに利用されており、医療において重要な役割を占めている。現在、体外診断薬は欧米とは異なり、日本においては医薬品に分類されており、医薬品以外では要求されない特別な許認可制度が適用されている。そのため、海外メーカーが日本市場に新製品を上市するためには時間とコストが掛かる。このような中で、診断薬メーカーは、国際的な協調性も踏まえながら、長年にわたってロビー活動を行ってきた結果、昨年、厚生労働省は薬事法の改正を立案し、企業形態の多様化や国際化という環境変化を踏まえ、現行の承認・許認可制度の見直しが図られることとなった。体外診断薬に関しては、リスク分類に応じた販売承認制度の導入が検討されている。一方、品質担保のためのGMPが許可要件となるなど、新しい規制も盛り込まれており、新しい参入障壁や過度の規制強化に陥ることなく、国際的に協調性のあるグローバル基準に則った許認可制度となることを期待する。

問題点：



- **製品承認審査方式** 1985年に厚生省(現在の“厚生労働省”(MHLW))が自ら約束した申請後6ヶ月以内に承認手続きが実行されているのは、過去のサーベイ結果では、体外診断薬(IVD)の新製品承認申請の僅か12%に過ぎなかった。このような状況のもと、EBCが行ったOTOでの苦情申し立てにより、厚生労働省はその実状を認め、是正措置を講じ、厚生労働省の調査では現在87.6%が6ヶ月以内の審査期間で承認されるようになった。しかしながら、3ロット3回試験というような日本だけが必要とする独特なデータの要請は未だに継続されており、海外メーカーにとってコスト増となると同時に、日本だけにおいて新製品を早期導入できない結果となっている。また、現在討議されている改正薬事法では、診断薬は3つのカテゴリー、すなわち高リスク(承認が必要な項目)、低リスク(第三者による認証が必要な項目)、低リスクかつ較正用基準物質がある項目(自己認証)に分類されることになっており、リスクの程度に応じて、承認制度の簡略化が行われようとしている。しかし、これにはGMP等の品質保証基準の整備が必須条件とされ、総括的には規制緩和につながるかどうかは、今後の状況による。

提言：EBCは日本政府に対して、製品導入に際し、海外メーカーにとって不都合が生じる恐れのある日本独自のリスク分類をさげ、国際的に整合性のとれた分類とするよう要望する。また、新しく規制される品質システムも同様にグローバルな基準に準じたものとするよう要望する。

背景：

EBC Medical Diagnostics Committee
Member Companies

Bayer Medical
bioMérieux
Dade Behring
Roche Diagnostics
Ortho-Clinical Diagnostics

医療制度における体外診断薬の役割

試薬、測定機器は、病院、民間検査センターおよび血液センター等において臨床検査に使用される。これらは疾病の予防や診断、治療のモニタリング、薬剤の副作用発見等に欠くことのできない医療の根幹を成している。細菌検査、ウイルス検査、血中薬物モニタリング等の臨床検査が院内感染の防止、入院日数の低減、医薬品利用の適正化という形で医療費の適正化や患者のQOL向上に役立っているのを見ても分かる通り、診断薬がもたらす付加価値は十分に立証されている。

製品承認審査方式

日本における体外診断薬の許認可要件は極めて複雑である。最大の課題は、体外診断薬が他の先進工業国では一種の診断装置として分類されるのが常識となっているのに、日本の薬事法のもとでは医薬品として分類されているという事実である。この分類に従って、本格申請を要するため、診断薬には医薬品だけに特有な厳しい審査と承認手続きが課せられている。

診断薬メーカーは長年にわたり、低リスク製品に対する簡略な届出制を含むリスク分類に基づいた製品承認制度の導入を目指してロビー活動を続けてきた。それが実を結んで、1995年および2001年には市場開放問題に関する苦情処理推進本部(OTO)が、「承認を必要としない診断薬のタイプを検討し、かかる製品を対象とした届出制を可及的迅速に制定する」ことを厚生労働省に求める裁定を下した。昨年、厚生労働省は薬事法改正を決断し、その中で診断薬に関して、リスク分類による承認制度の導入が発案された。このことは大いに歓迎されることである。

今後の省令、政令の中で、国際整合のとれた制度とし、より規制緩和を実感できる制度の構築が期待される。

国際的基準との調和

日本政府は近年、国内規制を国際的最良規範と調和させるための支援を強化している。その良い例が、先頃主要部門においてEUと締結した相互認証協定である。EBCは日本政府が確約した調和のための努力が体外診断薬の分野にまで拡大されることを心より願っている。体外診断薬がGlobal Harmonization Task Force (GHTF)およびInternational Conference on Harmonization (ICH)の後援のもとに実施される活動計画にきちんとした形で含まれていないのは、EBCの遺憾とするところである。

医療制度改革

日本政府が目指す医療費削減は、他の医療分野同様、体外診断薬にも深刻な影響を及ぼしている。体外診断薬の使用に対する保険点数が一律に引き下げられたため、体外診断薬を適正使用するインセンティブが低下した。日本のこうした不適切な保険制度は高度な技術を応用した付加価値の高い体外診断薬を甚だしく軽視したものであり、糖尿病、骨粗鬆症、結核、院内感染、心疾患をはじめとする臨床検査法が日本の医療制度に的確に活用されることを阻んでいる。

医療機器

革新的医療機器の製造開発に当たっている欧州のメーカーは、日本の医療制度に大きく貢献している。しかし、残念なことに、医療費高騰を反映した償還価格の大幅削減と場当たりの政策が、メーカーの力の及ぶ限りの貢献を次第に難しくしつつある。

問題点：



- **医療制度改革** 日本での医療制度改革の勢いは依然衰えていない。残念ながら、医療費高騰と急速に進む社会の高齢化に対応しようとする政策は、明確な長期医療目標よりも、なりふり構わぬ短期的なコスト削減対策に重点を合わせているように思われる。様々なタイプの患者治療に対する保険適用が打ち切られていることが、21世紀の医療需要に足並みを揃えるべく革新的な新しい医療機器を開発しようとするメーカーの意欲に水を差している。

提言：EBCは欧州諸国の経験を生かして、日本の医療関係官庁が有意義にして理に適った解決策を見いだせるよう、協力と助言と支持を惜しまないつもりである。

- **相互承認** 先頃EUと日本との間で締結された相互承認協定（MRA）に医療機器が含まれていないことに、EBCは落胆している。

提言：EBCは日本の関係官庁に対し、製品承認審査方式における無用な重複を避けるべく、医療機器規格を欧州のそれと整合させることを強く求めるものである。EUと日本との間の医療機器に関するMRAも、可及的迅速に実施されることが望ましい。

- **製品承認** 今年7月に国会を通過した薬事法（PAL）改正は、日本における医療機器の承認・品質評価方法に著しい影響を及ぼすことだろう。EBCはこうした改革の基本的原則を支持しているものの、改革に関連した新規制が承認手続きの改善に貢献することにはならないのではないかと懸念している。

提言：新規制の要求条件が外国製品を日本市場から事実上閉め出すことにつながらないようにすることが肝心である。規制実施の焦点は、承認・品質評価手続きの合理化と、手続きの効率と適合評価の効果的なバランスの実現に置くべきである。

背景：

EBC Medical Equipment Committee Member Companies

Aesculap Japan
Agfa-Gevaert Japan
Dornier MedTech Japan
Dräger Japan
Edap Technomed
ELA Medical Japan
Elekta
Fresenius Medical Care Japan
Gambro
Japan Medico
Jostra Bentley
Laerdal Medical Japan
Maquet-Geringe
Nippon BXI
Philips Medical Systems
Porges
Radiometer
Sata Corporation
Siemens-Asahi Medical Technologies
Sorin Biomedica
Centerpulse Japan

日本の医療機器市場

イノベーションと優れた性能という伝統を裏付けに持つ欧州製医療機器は、日本でも長い歴史を刻んでいる。一方、研究費という足かせを免れた日本企業は、輸入技術を素早く吸収して、安価なコピー製品を作り続けてきた。そのため、日本市場に参入できる外国製医療機器は、従来、技術的に日本製品に勝る製品、簡単にはコピーできない革新的な製品、並びに、日本市場の規模からしてコピー製品を作っても割に合わない製品に限られている。

医療制度改革

日本は今、急速に進む人口の高齢化、上昇の一途をたどる医療費および景気停滞により余儀なくされた、医療制度の抜本的建て直しのまっただ中にある。残念ながら、高額な最新医療機器は、日本における医療費高騰の主犯として、しばしば名指しされている。しかし、EBCとしては、医療機器が日本の国民総医療費に占める割合はごく僅かであることを指摘したい。この僅かな投資コストなど、医療機器が秘めている患者治療の質の向上や入院期間および使用薬剤の低減という大きな可能性を前にしては、霞んでしまうはずである。

保険適用

日本においては、医療機器メーカーは、医療機器を使用する医療機関が製品原価を回収できるように、医療保険適用申請を行わなければならない。EBCは、日本政府により設定される償還価格が、個々の医療機器がもたらす経済・臨床上の利益を十分に反映しないのではないかと案じている。問題の一因は、保険制度において定められている分類基準にある。このまま機能別カテゴリーの数が削減され続けられれば、本当に革新的な技術の利益を認識する有効な償還メカニズムの確立が、一層妨げられることになるからである。しかし、最大の問題は、償還価格の大幅な削減によりコストを引き下げたいという近視眼的な願望にある。外国製品の基準価格設定により特に大打撃を受けるのは、外国製医療機器なのである。

規制環境

EBCは長年にわたり、革新的な新しい医療機器を日本の医療制度に導入する際に要する時間とコストの削減を目指して、日本における医療機器の承認・品質評価プロセスを改革するよう提言してきた。未解決の問題は次のとおりである：

- 多数の機能別カテゴリー（例えば、A1およびA2カテゴリー）の分類基準があいまいである；
- 法定の機能別カテゴリーと、日本の検査所の検査官が実際に決定する価格との間にずれがある；
- 新しい医療機器の販売が認可されるまでに時間がかかる。

2000年に実施された改革は、申請プロセスに数々の改善をもたらした。残念ながら、先頃国会で成立したPAL改正がこれらの長期的問題へのさらに積極的な取り組みにつながると断言するには、時期尚早と言わざるを得ない。建前上は、第三者認証制度の導入や下請け製造の規制緩和といった措置は確かに歓迎できることだが、実施のガイドラインが実際に、日本医療機器市場への革新的な新医療機器の導入に関連したコストの削減につながるかどうかは、現時点ではまだ分からない。EBCは日本政府に対し、この状況に関する具体的な説明を可及的迅速に提供するよう、強く求めるものである。

For more information, contact:

Mr. Martin Wright
Chair, EFPIA Japan
(President, AstraZeneca K.K.)

C/O AstraZeneca K.K.
Tower East, Umeda Sky Bldg.
1-1-88 Ohyonaka, Kita-ku, Osaka
〒531-0076 JAPAN
Phone 03-6453-7700
Fax 03-6440-2566

医薬品

現在、日本では医療制度改革が進められている。少子高齢化と厳しい財政状況に直面している日本政府は、医療用医薬品に対する償還価格を含め、医療制度の抜本的見直しを迫られている。EFPIA Japan（欧州製薬団体連合会在日執行委員会）は厚生労働省（MHLW）の医薬品産業ビジョンを支持しており、その実施段階において製薬企業として参加できるように要請するものである。EFPIA Japanは、このビジョンが余すところ無く実施されると共に、多々ある対抗案に妥協することなく、このビジョンが業界全体に公平に適用される必要があると、改めて提言したい。

問題点：



- **薬価算定に関する改革** 本年4月1日に薬価改定が実施され、全体で平均約6.3%の薬価引き下げが行われた。同時に、薬価制度改革により、画期的な新薬等に対する補正加算の加算率が引き上げられた。しかしながら、この新基準の導入以来、2度の薬価収載が行われたが、これまでのところイノベーションが十分に評価されているとは言えない。また、薬価算定方式の適用においては一貫性に欠け、その算定方法には不明瞭な点が少なくない。こうした所見から考えられるのは、薬価を可能な限り低く設定するための算定が為されたということである。

提言：イノベーションに対する補正加算を得るためのハードルが、一層高くなったように思われる。EFPIA Japanは厚生労働省に対し、薬価算定の過程をさらに透明にし、革新的な新薬に対する評価を充実するという決定に忠実であることを強く求めるものである。

- **医薬品の承認審査** 本年6月に改正薬事法が承認された。またこれと並行して、医薬品機構と審査センターが統合され、独立行政法人が設置される。これにより、革新的新薬の市場導入が加速化されるものと期待される。EFPIA Japanはこの流れを支持するものであるが、それには、1)テクニカルな問題に関し開発と規制の見直しを一貫した方法で行うことと、2)新設される独立行政法人内に安全情報処理システムを中央化することが条件となる。

提言：EFPIA Japanは、新設される独立行政法人が審査および承認過程の効率化を図り、評価の質を向上させると共に、製薬企業が負担する費用に見合ったより良いサービスを提供してくれることを期待している。

背景：

薬事法改正

医薬品機構と審査センターの統合に加え、先頃の改正薬事法では医薬品許認可制度も見直された。改正薬事法のもとでは、販売承認取得者に独自の製造所の保有は求めない。EFPIA Japanはこの改正に賛同し、販売申請の国際基準化がより一層推進されるものと期待している。改正薬事法には、医薬品マスターファイル制度の導入と、承認事項一部変更承認申請（sNDA）に関する制度の効率化も含まれている。新しい制度のもとでは、軽微な変更は報告のみで厚生労働省が受理する。さらに、改正薬事法では生物由来製品の安全対策が強化され、関係製薬企業は、独自の安全性情報管理部門と製品が患者に至るまでを追跡調査できるシステムを持つことが要求される。EFPIA Japanはこの改正を支持しており、厚生労働省が新制度を効果的に実施するよう求めるものである。

ICH E5ガイドライン

医薬品規制調和国際会議（ICH）E5ガイドラインの導入から数年が経過し、ブリッジング試験の成功例が幾つか見られたが、ガイドライン実施において一貫性が欠けていることや、相談者と医薬品機構関係者の意見の相違が目立ってきたことに、EFPIA Japanは懸念を覚えている。EFPIA Japanは、日本が世界における新規化合物開発の一翼を担えるよう、ブリッジング試験に関する関係当局との話し合いの機会を増やすと共に、このガイドラインの発展に貢献すべく尽力している。

知的財産の保護

日本でも医薬品の特許等の知的財産権が保護、尊重されるべきであるとEFPIA Japanは考える。特許期間満了前から後発品製造業者が製品開発を開始するようなことが依然として許されていることに、EFPIA Japanは失望を隠せない。薬価算定方式においても、知的財産権と商標名は尊重されてしかるべきである。

2001年4月に情報公開法が施行されて1年が経過した。承認申請資料等の行政文書の開示・不開示は企業の競争上の地位に直接影響するものであり、行政側の適切な対応が望まれる。EFPIA Japanは今後も、厚生労働省の活動に注目していく。

革新的な新薬の開発と承認の取得に要するコストは莫大である。製薬企業が新薬を市場に出すには、平均10年の歳月と数百億円の巨費を投じなければならない。したがって、新薬承認申請のために厚生労働省に提出するデータは、貴重な知的財産である。知的財産保護の国際的協定であるTRIPs協定では、このような試験データの保護を締約国に義務付けている。EFPIA Japanは、欧州並みのデータ保護法の日本での立法化を強く要請する。

EFPIA Japan Member Companies

Actelion Pharmaceuticals
AstraZeneca
Aventis Behring
Aventis Pasteur
Aventis Pharma
Bayer Yakuhin
Bracco-Eisai
Degussa Japan
Fournier Japan
Fresenius Medical Care Japan
GALDERMA
GlaxoSmithKline
Guerbet
Janssen Pharmaceutical
Leo Pharmaceutical Products
Lundbeck Japan
Merck Japan
Nihon Schering
Nihon Servier
Nippon Boehringer Ingelheim
Nippon Organon
Chugai
Novartis Pharma
Novo Nordisk Pharma
Sanofi-Synthelabo
SCHWARZ
Serono Japan
Solvay Seiyaku
UCB Japan

産業

航空
自動車
自動車部品
建設
防衛
環境技術
産業用材料
宇宙

For more information, contact:

Mr. Ramon Terrones
Chair, Committee of
Aeronautics, Space & Defence
(Vice President, Airbus Japan KK)

C/O Airbus Japan KK
Tokyo Kaijo Bldg., ShinKan 5F
Marunouchi 1-2-1, Chiyoda Ku
Tokyo 100-0005
JAPAN
Phone 03-5220-0241
Fax 03-5220-0253

航空

欧州の航空機産業界は最近、ヘリコプター、エンジン、民間航空機といった分野での世界的な成功をさらに確固たるものにしていく。エアバスは今や民間航空機受注・引き渡し数で世界第1位の地位を確保しているし、ユーロコプターは日本における民間ヘリコプターのベストセラーになっている。最近では、徐々にではあるが、確実に増えつつある日欧間の民間航空機開発面の協力を、EBCは心強く感じている。EBCは、日本の民間航空機市場において欧州企業が米国と競合するうえで、これが新たな機会につながることを期待している。

問題点：



- **競争の促進** 欧州の民間航空機、エンジン、部品、空港システムの製造企業は、世界的にみても競争力の高い価格で最先端技術を提供しながら、日本の民間航空機および関連機器市場では世界平均を大幅に下回るマーケットシェアに甘んじている。

提言：調達に関する意思決定は、政治的な影響を受けることなく、競争に基づいてなされるべきである。EBCは日本が供給源を分散させて、この分野における欧州製品の長所も検討するように促したい。

- **業界の協力促進** 民間航空機開発における協力体制も、北米に大きく偏っている。EBCは、A380などのプロジェクトや、機体、エンジン、部品、航空交通管制などの分野に、日欧企業相互の利益となる協力の機会が存在するものと確信している。

提言：EBCは、欧州の民間航空機開発への日本産業界の参画を拡大することを目指している。大規模プロジェクトでは、現在の航空機業界を取り巻く政治・戦略的環境からして産業協力拡大は難しいという現実を踏まえて、EBCとしては、小規模な協力も合わせて促進することにより協力関係を固め、相互信頼と相互理解を深めていくべきであると提言する。

日本の民間航空機市場

日本の民間航空機・ヘリコプター市場は世界最大の市場のひとつに数えられる。従来、この市場は北米国が独占してきた。日本航空（JAL）を例にとると、膨大とも言える数の民間航空機を単一の供給元から調達している。JALと日本エアシステム（JAS）の合併は確かに難問を生み出すであろうが、同社のフリートを合理化するにあたって単一の供給源以外にも目を向ける絶好の機会であるとも言える。

EBCは、JALをはじめ、同様の状況にある他の航空会社各社に対しても、旅行者や顧客、株主および一般の人々の利益を考えて、複数の供給源を確保するよう促したい。

日本の航空機産業

第二次世界大戦後、日本の航空機産業は日本政府の援助を受けて、国内生産力の再構築に努めてきた。日本の5大航空機メーカーはその売上の多くを防衛庁との契約に頼っており、現在でも航空機部門の全売上高の大部分は防衛関係となっている。残りは、ボーイング社や他とのパートナーシップによるものである。

日本は経済産業省（METI）の指導のもとで国家プロジェクトを立ち上げて、日本の航空機産業の自立を促そうとしたが、未だ期待通りの成果は上がっていない。EBCとしては、新たな取り組みを期待している。

民間航空機開発における協力

最近日本の航空機業界は民間航空機の開発で欧州企業との協力を、強い関心を示すようになってきた。EBCは、BK-117ヘリコプターをはじめとする現在成功を収めている協力関係や、A380とその派生型機に関する適度な規模の共同研究をもとに足がかりとして、協力関係をさらに拡大し、将来は大型プロジェクトも実現をしたい。

しかし、北米では民間航空機の市場状況が明らかに停滞し、非現実的なものになっているにもかかわらず、日本の航空機業界は未だに、新製品開発を目指した欧州企業との実のある協力関係を結んでいない。

成功を収めている欧州企業との積極的な協力関係は、日本企業が民間航空機部門での地歩を固めるのに、必ずや役立つはずである。参画対象とするプロジェクトの枠を広げていくことは、日本企業のビジネスチャンス拡大と技術基盤のさらなる発展につながるものと考えられる。また、日本の空域の安全性向上に確実に寄与する航空交通管制および空港設備関連が一段と開発・改善されているが、こうした分野でも相互に有益な協力関係が可能なはずである。

EBCとしては、日本の業界が欧州の航空宇宙メーカーと共同して製品開発への参画に意欲を高めているのは心強いことである。

欧州企業はこうした新しい関係を確固たるものにして、将来のより一層実のある協力のための地固めをすべく、鋭意努力する所存である。

For more information, contact:

Mr. Richard G. Murray
Chair, Automobile Committee
(President, Peugeot Japon Co. Ltd.)

C/O Peugeot Japon Co. Ltd.
F Nissei Ebisu Bldg.
3-16-3 Higashi Shibuya-ku, Tokyo
〒150-0011 JAPAN
Phone 03-5468-1333
Fax 03-5468-1323

自動車

輸入車に関しては、欧州ブランドが日本市場を支配している。欧州車の売上の伸びを滞らせている最大のネックは、国内市場の低迷である。販売台数はバブル絶頂期に到達したピークを、依然として遙かに下回っている。欧州の自動車メーカーは今後も幅広い魅力的なニューモデルを提供して、消費者需要を刺激し続けていくつもりである。

問題点：



- **技術基準の国際調和** 日本の規制制度は自動車産業のグローバルイゼーションに足並みを揃えて大きく変化してきた。国連欧州経済委員会（UN/ECE）の1958年「車両等の型式認定相互承認協定」への日本の加入は、国内技術基準の国際基準との整合化を加速してきた。しかし、日本が独自の技術要件に固執している分野が未だに存在している。

提言：EBCは日本政府に対し、UN/ECE規則の採択を急ぐと共に、新しい要求条件を導入するに先立ち、他のUN/ECE加入国との周到な協議を重ねることを勧告する。

- **環境対策** 日本政府は自動車環境に及ぼす影響の低減を重視しているが、それは欧州車の輸入業者にとっても同じことである。しかし、EBCとしては、燃費基準および排出規制の強化、使用済み自動車の処分に関する法制化が、輸入業者にとって不均衡な負担とならないような形で実施されることを望んでいる。

提言：EBCは日本政府に対し、環境政策の策定に際して自動車輸入業者の見解をも十分考慮することを強く要請する。

背景：

EBC Automobile Committee Members

ACEA
Audi Japan
BMW Japan
Citroen Japon
DaimlerChrysler Japan
Fiat Auto Japan
Ford Japan
General Motors Asia Pacific (Japan)
Jaguar Japan
Land Rover Japan
Nicole Automobiles: Alpina
Peugeot Japan
Porsche Japan
Renault Japon
Volkswagen Group Japan
Volvo Cars Japan
Volvo Nippon

概要

欧州車のメーカーにとって、日本は確かにアジア最大の輸出市場である。外国ブランド車の輸入は1990年代初頭に爆発的に伸びて、1996年には311,000台に達した。しかし、その後は、市場自体の規模と共に、下降傾向をたどっている。2001年の輸入台数は255,000台で、依然としてピーク時のそれを下回った。この台数は、軽自動車を含む全乗用車市場の約6%に相当する。欧州ブランド車は、日本メーカーの海外現地工場から日本に輸出される自動車を除いた輸入車市場の87%のシェアを獲得している。

日本自動車市場への欧州の参入は、直接販売に限定されているわけではない。欧州企業の中には日本の自動車メーカーに資本参加して、日本のみならず、アジア諸国を中心とした他の市場でも協力している。また、日本企業と提携して、研究開発や製品開発を共同で行っている欧州企業も存在する。

国際的統合化

自動車産業のグローバル化は、欧州と日本の自動車メーカーに、技術基準の国際調和という共通の関心事をもたらした。市場では熾烈な競争を繰り広げる一方で、日欧の自動車業界は、業界にのしかかる規制の負担を軽減すべく協力している。

1998年、日本はアジアの国としては初めて、UN/ECEの1958年「車両等の型式認定相互承認協定」に加入した。この協定は、1つの締約国でECE規則に準じた型式認定を受けた車両装置は、その規則を採択している他の締約国の審査を免除されると定めたものである。日本は2003年度末までに30のECE規則を採択することを公約している。ちなみに、これまでに採択された規則は22に上っている。

環境対策

ディーゼル技術はEUにおけるCO2排出量削減に、極めて重要な役割を果たしている。日本では、近い将来にディーゼル乗用車の販売禁止につながるレベルの排出基準が設定された。

規則緩和

EBC自動車委員会は欧州自動車工業会（ACEA）および日本自動車輸入組合（JAIA）と緊密に協力して、欧州の輸入業者の利益に影響を及ぼす規制問題についてのコンセンサスを確立しようとしている。JAIAは自動車業界を対象とした政策を審議する様々な政府審議会において、輸入業者を代表している。しかし、EBC自動車委員会は、政府関係者との独自の直接的なつながりを維持し、委員会のメンバーとの非公式な会合に、定期的に出席してもらっている。

For more information, contact:

Mr. Nikolaus Boltze
Chair, Automotive Components Committee
(Representative Director, Behr Japan K.K.)

C/O Behr Japan K.K.
5F Goatnda Hata Bldg.
2-2-3 Higashi-Gotanda, Shibana-wa-ku
Tokyo 〒141-0022, JAPAN
Phone 03-5447-7388
Fax 03-5447-7390

自動車部品

EBC自動車部品委員会は、欧州の独立自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーとの相互信頼と相互理解を深めるべく、鋭意努力している。競争が激化しているこの国際環境の中で、欧州企業は定評ある革新的技術的専門知識と他に負けない低価格、そして、グローバルな経験を日本のメーカーに提供しているのである。EBCは、欧州自動車部品業界の長所をさらに伸ばすべく、面談会議やデザイン・イン・セミナーを通じて、日本企業との対話拡大を図っている。

問題点：



- **情報交換の促進** 1995年、日欧企業間の情報交換促進を目標として、欧州自動車部品供給業者協会と日本の自動車メーカーとの間の面談会議が設置された。これらの会議は、製品、プラットフォームなど、自動車部品業界に影響を及ぼす重大な事柄に関連した、両者が共に関心を抱いている問題について討議する、極めて効果的な場であることが実証されている。

提言：EBCは、欧州において開催されている日本自動車業界の代表者との面談会議が継続されることを、強く支持している。EBCはこの面談会議が欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーとの相互理解を深めるのに役立っていると感じており、将来は会議の範囲が拡大されて、日本でも開催されるようになることを望んでいる。

- **自動車業界の国際化** EBCは、自動車業界の国際化によって生じつつある、革新的欧州企業が新製品開発と技術的専門知識共有の面で日本の自動車メーカーとの関係を強化する機会を、大いに歓迎している。

提言：EBCは日本の自動車業界に対し、自動車生産の技術、取引およびロジスティックの面に的を絞って、最近のグローバル化の傾向をさらに推し進めていくことを、強く望んでいる。部品調達は、最終的には、メリット重視で行って然るべきである。

背景：

EBC Automotive Components Committee Member Companies

A. Raymond Japan
Behr Japan
Benteler Automotive
BOSCH Automotive Systems
Delphi Aftermarket Operations - Japan
Faurecia Japon
Freudenberg
Getrag Getriebe
Herberts Shinto Automotive Systems
HP Pelzer Japan
Johnson Matthey Japan
Nihon Michelin Tire
Osram Japan
Sachs Automotive Japan
Seric
Siemens VDO Automotive
Sika

日本市場における新たな機会

日本の得意先との直接的な接触と緊密な関係の促進を目指した現地インフラへの投資と技術的競争力の向上という形で、日本における事業獲得に資源を振り向ける欧州自動車部品企業が増え続けている。日本自動車業界の伝統的な系列関係に変化が生じている上に、競争圧力の故にグローバルな調達戦略と費用効果に優れた製品の開発が重視されるようになったことで、日本における機会は拡大している。それと同時に、日本の自動車メーカーが欧州で現地製造事業を展開するようになった結果、欧州自動車部品企業の日本との関係も強固になった。長期的に見て、EBCは日本の自動車業界のグローバル化を極めてポジティブな動きと捉えている。将来、欧州企業にとっての機会拡大につながる公算が大きい動きである。

抑制要因

残念ながら、欧州自動車部品メーカーは依然として、欧州の技術的専門知識を日本の自動車業界に売り込むのに苦労している。これは主として、日本企業がグローバルなベースでの製品開発の外注に、未だ消極的であることに原因している。専有情報を部外者に明かすことに今なお不安を感じている日本企業は、製品の設計と生産に関しては、相変わらず従来の部品メーカーを最優先にしているのだ。企業特有の仕様に固執するために、顧客に“日本式の解決策”を提供しなければならないことも、依然として珍しくない。これがシングルプラットフォーム開発と大量生産に向かう世界的な流れに逆行しているのである。

製品開発外注の促進

欧州自動車業界においては、自動車部品開発の外注は明確な傾向として定着している。こうした欧州のシステムは、より低いコストとより大きなフレキシビリティで、リスク低減につながるものである。EBCは、将来、日本においても、こうしたシステムが全面的に採用されるようになることを願っている。これは、より一層のコスト削減とイノベーション拡大につながる、競争力に優れた構造を誕生させるはずである。

欧州企業が提供できるもの

EBCは、欧州企業がいかなる製品開発関係においても献身的で信頼できるパートナーであることを、日本企業に納得してもらおうことを目指している。欧州の自動車部品メーカーは、日本の自動車業界に提供できるものを数多く備えている。欧州企業は欧州の特定の自動車メーカーに拘束されておらず、グローバルな顧客ネットワークを築き上げている。欧州の自動車部品メーカーは、日本の自動車メーカーが供給業者に期待する製品イノベーション、技術的専門知識、効率、品質および個別の対応にかけては、定評ある存在なのである。

相互理解の促進

EBCは、日本の自動車メーカーの要望を欧州側がさらに深く理解できるように、欧州の自動車部品業界と日本の自動車メーカーの間でもたれている年次会議が今後も継続されていくこと、そして、いつの日か、日本でも開催されることを願っている。

欧州自動車部品業界としても、日欧双方で展開されている日本企業の事業における製品開発・製造面での協力関係拡大を目指して、日本企業との相互理解の促進に鋭意努める所存である。

For more information, contact:

Mr. Arthur Hawtin
Chair, Construction Committee
(Director, Currie & Brown (Japan) Ltd.)

C/O Currie & Brown (Japan) Ltd.
TM Hiroo Bldg. 7F
1-9-20 Hiroo, Shibuya-ku, Tokyo
〒150-0012 JAPAN
Phone 03-3442-6642
Fax 03-3442-1958

建設

日本の建設業界はここ10年間の日本の景気低迷により、ことのほか大きな打撃を被っている。公表された見通しによれば、来る10年にも需要増はまず見込めない。競争と規制改革を柱とした政府の公式方針にもかかわらず、欧州企業はプロジェクトへの入札、新製品の承認取得、並びに、日本で事業を行うのに必要な認可と承認の取得に苦慮している。

問題点：



- **構造改革** 経済情勢が改善し、日本の建設業界が抱える多数の構造的欠陥を是正するための本格的な取り組みが行われるまでは、欧州企業が日本の建設市場に参入する機会が拡大することはあるまい。

提言：EBCは日本政府に対し、規制緩和、企業整理、財政再建、並びに、競争入札と民間資金主導の奨励をさらに進めて、日本の建設業界の構造改革に拍車をかけるように、強く要請する。

- **民間資金主導** 日本では、現在政府が抱え込んでいる莫大な負債が、公共事業への民間投資と公共部門へのサービス提供のための代替調達方法使用の必要性を増大させている。欧州企業は歴史的に、インフラ整備支援や医療、教育、水処理、廃棄物処理など、従来、公共団体が資金調達、建設、管理、運営を行ってきた分野での受託による解決策の提供を非常に得手としている。EBCはこの経験を日本市場にもぜひとも共有してほしいと願っている。

提言：EBCは日本政府に対し、中央政府機関および地方公共団体による民間資金主導（PFI）および官民協働（PPP）の適用を、さらに拡大することを強く望むものである。EBCはまた、日本のPFI戦略開発における日本・欧州間の協力を推進して、過去20年間に欧州が獲得した代替調達方法に関する経験を最大限に活用することを勧告する。

背景：

EBC Construction Committee Member Companies

Clestra Hauserman
Currie & Brown (Japan)
Forbo Linoleum
IKEA Japan
Kiwa
Midas International
Nihon Saint-Gobain
Ove Arup & Partners Japan
Schal Bovis
Schindler Elevator
S'International Architects

苦難の時

日本の建設市場は、建設業に従事する欧州企業にとって、いよいよ魅力のない存在になりつつある。日本で事業を行おうとする欧州企業が以前から直面していた数々の障害が、うち続く景気低迷と、業界全体を悩ませ続ける諸問題により、一層悪化してしまったからである。

あまりにも少ない仕事にあまりにも多くの企業が殺到しているというのが、日本の現状である。建設への投資は1990年のピークから30%近くも減少したのに、企業数は増加している。ゼネコン7万社を含めて、およそ57万社の企業が建設業に従事しているが、このうち資本金が1億円を超える企業は6000社に過ぎない。建設部門はまた、日本の労働人口の10%以上を雇用している。これはOECDの標準からすると、異常に高い比率である。

費用効果の高いメリットのみに基づいた市場環境の創出を阻んでいるのは、政府による規制と、非能率的な建設部門の構造および経営管理である。生産性は低下している。その結果、有名企業も含めて、すべての企業が苦境に陥っている。

日本政府としても、これを見逃してきたわけではない。国土交通省（MLIT）は業界内の整理統合を積極的に奨励しており、公共工事プロジェクトに入札するゼネコンに、これまでよりも厳しい資格基準を課し始めた。自らも財政難にあえいでいる政府は、政府が支出するプロジェクトの費用効果への関心を募らせている。しかし、公共工事の場合は、中小の請負業者の間でのワークシェアリングという公式政策と“政治介入”が続いていることが、変化と生産性向上の足枷になっている。

調達慣行

EBCがさらなる改革を特に要すると考えている分野のひとつは、公共工事プロジェクトの調達プロセスである。欧州企業は従来、日本の公共部門建設市場よりも民間部門に革新的な建材や設計、技術を供給するほうが遙かに容易だと見てきた。その理由としては、発注母体からの入札情報入手が困難であること、資格認定手続きが複雑であること、発注母体と在来企業の間には緊密な結びつきが存在すること、仕様の公開が選択的であること、そして、入札資格の獲得から契約の評価・落札に至るまでのプロセスが透明性に欠けていることが挙げられる。EBCは、政治家と官僚と建設業界の癒着が消散しない限り、この状況に大きな変化が見られるとは期待していない。

規制の負担

現地代表事務所の設置、免許取得、経審制度による登録、プロジェクトへの入札に要するコストは、欧州企業にとっては依然として法外なものとなっている。欧州企業の競争力の要は革新的な設計、輸入建材、最新の工法を駆使して建設を行えることにあるのだが、過剰な規制と必要な認可を取得するための手続きが複雑なせいで、この能力も事実上剥奪された形になっている。

2000年6月の建築基準法改正により、性能基準に基づいて承認を受けた建材の日本への持ち込みが可能になり、理論的にはこれらの建材の試験を原産国で行えるようになったわけだが（試験センターが日本政府の認可を受けていることを条件とする）、海外から輸入された革新的な建材や構成材の使用量が増えたことを示す証拠はほとんど存在しない。これは主として、イノベーションと変化に対する官僚的な反感があることに加えて、公共工事の場合は、確立された慣行からのごく些細な逸脱でさえ質問と綿密な検査の対象となることから、会計検査院による制裁措置を恐れるためであると、EBCは考えている。EBCは日本政府に対し、革新的な建築技術、建材および工法の使用を奨励すると共に、製品承認プロセスの能率を向上させるべく尽力することを、強く望んでいる。

For more information, contact:

C/O Airbus Japan KK
Tokyo Kaijo Bldg., ShinKan 5F
Marunouchi 1-2-1, Chiyoda Ku
Tokyo 100-0005
JAPAN
Phone 03-5220-0241
Fax 03-5220-0253

Mr. Ramon Terrones

Chair, Committee of
Aeronautics, Space & Defence
(Vice President, Airbus Japan KK)

防衛

欧州の防衛関連企業はこれまで、日本という巨大な防衛装備市場にほとんど参入していない。日本の自衛隊や防衛関係省庁が欧州防衛関連企業の提供する最先端技術の恩恵に浴せずにいるのは、数々の障壁が根強く存在するためである。EBCは、より高い競争力を持つ製品を開発するための環境作りや、調達プロセスの透明化推進により、日本における欧州企業の存在感を高めるべく尽力している。

問題点：



- **貿易の非関税障壁** 防衛装備の調達は本来、技術、運用および費用効果上のメリットに基づいたものであるべきだ。しかし、日本では、官僚の干渉や、昔からの談合によるビジネス慣習、欧州の防衛装備について知ろうとする姿勢の決定的な欠如のせいで、防衛装備の調達プロセスが効果的に機能していない上に、調達範囲も限定されている。

提言：EBCは日本政府に対し、防衛装備調達の透明性を高めるよう、強く要請する。欧州企業は、相互運用性、技術的専門知識および実環境運用経験の面で、多くを提供できる能力を有している。防衛装備は政治的に可能な限り、費用効果を基準として選択すべきである。

- **産業協力** 日本では、米国を除くすべての国々と、防衛関連情報の交換を伴う共同開発を行うことが禁じられている。この禁止原則の範囲には軍事装備の仕様も含まれるため、欧州企業が日本の防衛産業界との共同ベンチャー事業に参加することは極めて困難な状況にある。

提言：EBCは日本政府に対し、日本における製品開発への協力を希望している欧州企業を対象としては、情報提供に関する規制を緩和するように、強く要請する。この緩和措置が実現すれば、日本の防衛産業と政府機関は新しいテクノロジーやプロセスを入手できることになる。現在の日本に非常に不足している実環境運用経験も例外ではない。

背景：

EBC Committee of
Aeronautics, Space and Defence
Member Companies

AgustaWestland
Airbus Japan
Alcatel Space
Arianespace
Astrium
BAE Systems International
Eurocopter Service Japan
Rolls-Royce International
Snecma
Thales Avionics Japan
Thales International Japan
Turbomeca Japan

日本の防衛市場

日本の防衛市場は、金額的に見ると、世界第二の規模を誇っている。日本の現行の防衛力整備5ヶ年計画には約4兆5千億円の武器調達予算が含まれているが、そのうちおよそ75%が国内で開発、製造される兵器システムに費やされるものと予想される。日本の防衛用ハードウェア市場の残り25%の大半を占めるのは、米国メーカーからのライセンス供与によって製造される製品または米国から直輸入される製品であり、欧州製の輸入品とライセンス製品が占める割合は推定2%である。欧州が日本に販売している防衛関係製品は、ほんの一握りの例外を除くと、日本製兵器システム用の副次的な装備と部品が主体である。

日本の防衛市場への欧州企業の参入

日本の他の多くの経済部門同様、欧州企業は防衛産業の部門でも日本市場への参入を制限する多数の非関税貿易障壁に直面している。日本の防衛当局は、欧州の防衛装備に関する情報の入手に消極的である。この自らが招いた情報不足が日本の視野を狭めているのだ。こうした状況をさらに悪化させているのが、防衛装備の開発と適合化におけるEUと日本の産業協力の機会を制約する、情報移転制限慣行である。そのため、欧州防衛関連企業は、日本企業との製品開発協力を拡大するにも、即戦力となる最新装備を日本政府に販売するにも、悪戦苦闘しなければならない。

貿易不均衡を廻る米国の政治的圧力、米国製品を購入させるために金銭的誘因を提供する米国の対外有償軍事援助、そして、相互運用性の欠如に対する日本の不安が、日本の防衛市場への欧州企業の参入をさらに制限している。

EBCは、日本の安全保障体制において米国が担っている役割の重要性は認識しているものの、相互運用性に対する日本の姿勢は大袈裟すぎると感じる事が少なくない。海外調達を米国製品に限定しているからといって、米国との相互運用性が保証されるわけではない。むしろ、こうした姿勢は、相互運用性の問題に対する欧州の革新的ソリューションを入手する機会を制限し、日米安保体制の枠内で日本が占める交渉上の立場を限定しているのである。NATOを通して50余年にわたり臨戦状況や実戦の場で相互運用性の問題に取り組んできた欧州企業は、この経験を日本の防衛体制と分かち合う機会を歓迎する。

政策転換の好機

日本の現在の経済情勢は、周辺地域における緊張の高まりや、日本の海外派遣任務の増加と相俟って、日本政府が従来の調達政策を見直し、費用効果に一層の重点を置くのに絶好の機会を提供している。調達プロセスにおける競争が激化すれば、日本は、性能に定評があって即戦力となる最先端装備を入手しやすくなるはずだ。それに劣らず重要なのは、日本の防衛産業が製品共同開発の範囲を広げることである。それが実現すれば、必要性の高いテクノロジー、工業プロセスおよび運用経験を入手できることになる。

それに応じて、欧州企業は世界に負けない低価格と、実戦で性能が実証された装備を提供する。それに加えて、日本と欧州の間には政治的関係を複雑にする安全保障の協力関係が存在しないため、陰で“政治の糸”を引くことなく、本格的な技術移転を実現できる。財政が逼迫する中で相互運用性、自立および軍事的即応態勢の向上を望んでいる日本にとっては、これは非常に大きな利益となることだろう。

For more information, contact:

Mr. Holger Wittich
Chair, Environmental Technology Committee
(President, JBS Inc.)

C/O JBS Inc.
Higashinakano 1-51-3-501.
Nakano-ku, Tokyo
〒164-0003 JAPAN
Phone 03-3363-7581
Fax 03-3363-7582

環境技術

欧州企業は、欧州のみならず、世界中の環境問題を解決するための革新的な新技術とプロセスを開発してきた長い歴史を持つ。残念ながら、日本では、規制環境のあいまいさと環境汚染除去に対する姿勢全般が妨げとなっており、欧州の専門知識を環境問題に適用することができないでいる。

問題点：



- **環境汚染除去に対する姿勢** 日本では、廃棄物の不法投棄、ハイレベルの土壌汚染、遅れているプラスチックリサイクル、廃棄物処理のためのインフラの老朽化など、環境問題が山積している。環境汚染除去をコストが嵩むものと考えてはならない - これらの問題に対処するための新技術の開発もまた、重要な経済的利益を生み出すので、力を入れて然るべきである。

提言：EBCは日本政府に対し、日本の環境汚染除去問題に関する教育の向上と、それらの問題に対処するための新技術開発の促進を強く望むものである。

- **規制構造** 欧州の環境技術部門を動かしているのは規制である。残念ながら、日本の環境と環境関連事業に適用される規制制度は欧州のそれほど高度ではない。日本の現状は、欧州の一部の国々に20年前に見られた状況に等しいものである。

提言：環境および環境関連事業に適用される規制制度を、特に規則の一貫した適用と施行に重点を置いて、さらに強化すべきである。

- **政府調達** 日本でも民間資金主導（PFI）と官民協働（PPP）が広まりを見せつつある。欧州では、従来国家の諸機関が資金提供、管理、運営を行ってきた事業の資金調達のために、これらの手段を用いるようになって久しい。この分野を専門としている欧州企業は日本市場への参入を望んでいるが、斬新な手法によるサービス提供に対する保守的な姿勢が、このイニシアチブの妨げとなっている。

提言：日本におけるPFIとPPPの適用をさらに推進すべきである。EBCは、この分野における欧州の経験が活かされるように、日本のPFI戦略開発における日本と欧州の協力関係が拡大されることを強く望んでいる。

背景：

EBC Environmental Technology
Committee Member Companies

Correns Corporation
Japan Insite
JBS
ONDEO Degremont Japan
Royal Ten Cate
Sita Asia Pacific
TÜV Rheinland Japan

日本の環境技術部門

日本の環境技術分野にブームの到来を期待した向きは多いが、現実には、日本はまだこの期待に応えていない。問題の一因は、土壌汚染除去や廃棄物処理、水処理などの分野で日本が現在直面している多数の環境問題に対処できるだけの、包括的戦略が存在しないことにある。民間、公共部門の諸団体も、自らが直面している環境問題の大きさを公表することを、未だにためらっている。こうした姿勢が改まるまでは、日本の環境技術部門のマーケットポテンシャルが実現することはなからう。

土壌汚染除去

そうは言うものの、この部門の将来にとって良い前兆と言える最近の様々な進展には、EBCも心強く思っている。例えば、新しい土壌汚染対策法は、汚染土壌サイトの浄化に関する厳しい新規規制環境を生み出すので、近い将来、土壌汚染除去技術に対する関心の高まりにつながるものと考えられる。この改革が及ぼす長期的影響は、規制当局がこれらの新しいガイドラインを効果的に実施できるか否かにかかっていると看做しても過言ではない。EBCは土壌汚染除去慣行自体を支配する規制環境に関し引き続き懸念を持っている。日本政府にはまだこれから、サイト特性基準、サンプリングおよび試験方法、汚染除去の緊急度を決定するためのリスクベースの意思決定モデル、並びに、汚染サイトのリスト作成と浄化の包括的タイムフレームを策定するという課題が残っている。多くの試験方法は広く認められた国際的慣行と著しく異なっている上に、試験コストも欧州に比べて非常に高い。EBCは、サイトアセスメントおよび試験サービスにおける競争の激化が環境に利するばかりでなく、汚染除去コストの削減という形でも社会に役立つものと考えている。

廃棄物処理

日本の廃棄物処理規制に見られる最近の変化には、1991年、1997年および2000年の廃棄物処理法の改正、1995年の容器包装リサイクル法の導入、1998年の新家電リサイクル法の導入、2000年の循環型社会、建設廃材リサイクル、食物リサイクルおよびグリーン購入の促進を目的とした法律の導入、そして、今年12月に発効する新しいダイオキシン排出基準がある。日本には廃棄物処理部門を取り締まる強力な法的構造が存在するものの、新しいダイオキシン排出基準を満たさないたくさんの産業廃棄物焼却炉はどうなるのか？新しい法的環境が実際には不法投棄の増加につながった場合、日本はこの“処分”方法とどう闘っていくつもりなのか？日本では従来リサイクル率が低いプラスチックなどの物質のリサイクルを進めるために、日本は財政的支援システムを作り上げるつもりなのか？など、重大な疑問は未だ解消されていない。廃棄物処理規制の適用を廻る、これらをはじめとするあいまいな点への取り組みが為されない限り、欧州の投資家が日本における廃棄物処理事業の展望に自信を持つことはあり得ない。

PFI

日本における民間資金主導と官民協働の発達を政府が公式援助しているのは、EBCにとって心強いことである。欧州企業は水処理や廃棄物処理などの分野における代行サービス提供を従来非常に得手としているため、EBCはこの経験が日本市場における新しい機会の創出につながるものと期待している。EBCは日本政府に対し、地方自治体のPFIイニシアティブを積極的に支援することにより、PFI/PPPの利用推進を今後も継続していくことを強く求めるものである。

For more information, contact:

Mr. Masaru Kobayashi

Chair, Materials Committee

(Senior Vice President, Pechiney Japon)

C/O Pechiney Japon (SA)

Shinjuku Mitsui Bldg. 29Fl.

2-1-1 Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo

〒163-0429 JAPAN

Phone 03-3349-6660

Fax 03-3349-6770

産業用材料

輸入産業用材料に課される高い関税は、商品調達コストを著しく増大させて、日本の産業競争力に深刻な影響を与えている。これは、鉄鋼、ガラス、機械加工などの主要産業に従事している日本企業が抱える問題を増やすばかりで、日本企業は国際化が進む市場での競争力維持に苦戦している。世界最大級の産業用材料消費国に数えられる日本は、市場ベース価格で高品質製品を自由に入手できれば、大きな恩恵に浴することができはずだ。EBC原材料委員会は、欧州産業の大規模な主要部門を代表するものとして、日本政府に対し、輸入産業用材料の関税引き下げと、欧州製品に対するあらゆる形の差別の撤廃を強く要望する。

問題点：



- **関税** 関税は産業用材料の対日貿易における圧倒的に大きな障壁である。大半の一般的産業用材料は世界各国で透明価格にて販売されており、関税によって生じる価格差はいかに小さなものであっても欧州メーカーの競争力を鈍らせる。ステンレススチール、電子部品、電池生産、自動車、セラミックなどの産業で産業用材料を消費している日本企業は、国際競争の激化に直面しているため、商品調達コストを削減できれば助かるはずである。日本は少数の日本企業の保護だけを目的として、選択的に関税を課している。これが、国内市場はもとより、海外輸出市場でも、競争を著しく歪める結果となっている。

提言：EBCは日本政府に対し、産業用原材料に対する関税の全廃を強く要請する。それにより、日本の産業用材料使用企業は高品質製品を市場ベース価格で入手できるようになるはずである。

- **差別待遇** 特恵国からの輸入品には日本の関税を免除するが、他国からの輸入品は免除対象としないという一般特恵制度（GSP）のせいで、様々なタイプの産業用原材料が差別待遇を受けている。欧州製品も、この特恵には与えていない。

提言：EBCは日本政府に対し、欧州メーカーを差別するあらゆる貿易障壁の撤廃を強く要請する。

背景：

EBC Materials Committee
Member Companies

Elkem ASA Materials
Eramet Japan
Falconbridge (Japan)
Lafarge Aluminates Japan
Pechiney Japon
SKW East Asia
Treibacher Schleifmittel Japan
Umicore Marketing Services Japan

関税引き下げ

高い関税率は今なお、日本の産業用材料市場への欧州企業の参入を妨げている主因となっている。日本は、WTO新ラウンドの下で関税引き下げに関する正式交渉が開始されるのに先立ち、産業用材料やその他の製品の関税をさらに一方的に引き下げることには難色を示した。これは遺憾なことである。EBCは、これらの製品が日本の産業にとって必要不可欠な投入資材であることを考えれば、残るすべての産業用材料を引き下げのための即時的・一方的措置を講じることが日本の利益につながると見ている。

ニッケル

日本は、ニッケル鉄（主にステンレススチール産業で使用される）やニッケル水素（携帯電話やハイブリッド車に使用される）などの加工ニッケル製品に関税を課している、世界で唯一の先進国である。ステンレススチール生産などの部門で多数の日本企業が生き残りに必死な今、この関税が日本の消費者である企業の調達コストを大幅につり上げている。関税に誘導される価格インセンティブは日本のニッケル生産構造に深刻な歪みを生じさせていて、国内ニッケル供給業者の保護という本来の目的を果たせずにいる。日本のニッケル生産者は国内需要の停滞と世界一と折り紙付きの生産コストにもかかわらず、固定費用をカバーするために増産している。このため、日本のニッケル生産者は今、生産高の32%を輸出するという状況に陥っている。要するに、日本が事実上、海外消費を助成していることになるわけだから、これは経済的にほとんど無意味なことである。これは、国内で保護されている日本の生産者との競争を強いられる欧州の生産者にとって、不公平なことでもある。欧州はニッケル水素などの加工ニッケル製品には輸入税を課していないため、日本の生産者は欧州の蓄電池生産者に思う存分製品を販売できるのに対し、欧州のニッケル生産者は日本の蓄電池生産者に販売する製品について税を支払わなければならないのである。どれほどの経済費用を要しようと、日本は安定したニッケル供給を確保する手段として、加工ニッケル製品に対する高い関税率を長年にわたり正当化し続けてきた。しかし、EBCは、ニッケル供給に関する不安は根拠のないものとする。実際のところ、大半の国々は、中期的に入手できる供給量が潤沢であるため、戦略備蓄を減らしつつあるのだ。国内にニッケル鉱が存在しないからと言って加工ニッケル製品に高い関税率を課している日本は、実は自らの首を絞めているようなものである。

溶融アルミナ

人工コランダムとも呼ばれる溶融アルミナは、研磨産業において、砥石、サンドペーパー、あるいは、ガラスや電気部品を研削、研磨する仕上げ材として用いられている。輸入コランダムには3.3%の関税が課せられているが、大半の輸入コランダムは一般特惠制度により関税が免除される国から輸入されている。しかし、国内で生産されていない幾つかのカテゴリーの製品は、関税免除国から購入することができない。このことが輸入コランダムの価格を押し上げて、日本のエンドユーザーに付けを回すことになっている。

関税分類

恣意的な関税分類と改訂も、日本に産業用材料を供給している欧州の生産者を苦しめ続けている。税関は分類規則の適用に当たって一貫性を無視しているし、分類規則に抗議するための審判メカニズムも存在しない。これは、初めて市場に出される製品のみならず、突然分類見直しされることになる定着製品にとっても問題である。EBCは日本政府に対し、関税分類制度を合理化すると共に、分類規則適用に際しての税関の一貫性の改善と、分類方法および審査結果の透明性向上、並びに、紛争解決のメカニズムの強化を目的とした包括的戦略を策定するよう、強く求めるものである。

For more information, contact:

Mr. Ramon Terrones
Chair, Committee of
Aeronautics, Space & Defence
(Vice President, Airbus Japan KK)

C/O Airbus Japan KK
Tokyo Kaijo Bldg., ShinKan 5F
Marunouchi 1-2-1, Chiyoda Ku
Tokyo 100-0005
JAPAN
Phone 03-5220-0241
Fax 03-5220-0253

宇宙

宇宙部門では、日本と欧州の政府および産業界の間に、既に良好な技術提携が存在している。欧州宇宙機関（ESA）と欧州主要諸国の宇宙関係機関は日本の宇宙関係当局と密接な関係を維持しており、日欧企業間の協力関係も徐々に拡大している。EBCは、この協力関係がさらに発展して、日本のみならず世界における日欧産業界のビジネスチャンス拡大につながることを期待している。

問題点：



- **衛星と地上施設** 宇宙開発事業団と欧州の宇宙関係機関との間には長年にわたって密接な関係が保たれているが、衛星および地上施設開発における重要な協力関係は未だ極めて限られている。宇宙関係機関による助成が無ければ、新しい応用分野における有意義な産業協力の実現は不可能だが、宇宙開発事業団は計画の完全で厳密な予算が立つまではプランについての話し合いを躊躇することが多いため、欧州と協力する余地が無くなってしまふのである。

提言：EBCは、現在進行中の協力を支援すると共に、宇宙開発事業団と欧州宇宙関係機関との関係のさらなる発展を奨励している。特に、欧州宇宙関係機関には、新しい応用分野におけるそれぞれのプランについてできるだけ初期の段階から話し合い、日欧が時機を逸せずに協力態勢に入れるようにすることを勧める。

- **打上げ機** 宇宙産業主要国の中で欧州と日本だけが十分な政府の打上げ需要を持たないため、宇宙への独自アクセスを保証する国産ロケットを維持することが困難になっている。この問題を解決する一助として、日本は新型ロケットH-IIAを民営化する決定を下した。しかし、商業打上げサービス市場は過密状態にあり、この分野において十分な打上げ契約を確保することは極めて難しい。このため、信頼するに足る宇宙への独自アクセスを維持するための基盤は、やはり政府ミッションにある。

提言：EBCは、H-IIAロケットの民営化を歓迎しているが、民営化後も日本政府が欧州各国の政府および宇宙関係機関と協力して、現時点においてすでに小規模かつ脆弱で困難の多い商業打上げ市場をさらに弱体化させることなく宇宙への独自アクセスを維持する、という共通課題の解決に向けて支援することを希望する。

背景：

EBC Committee of
Aeronautics, Space and Defence
Member Companies

Agusta Westland Helicopters
Airbus Japan
Alcatel Japan
Arianespace
Astrium
BAE Systems International
Eurocopter Service Japan
Rolls-Royce International
Snecma
Thales Avionics Japan
Thales International Japan
Turboomeca Japan

日本と宇宙分野

日本は宇宙分野における主導国のひとつである。国産の大型ロケットを開発したことによって、宇宙への独自アクセス手段を保有し、衛星分野においては1年に1ないし2機のペースで、最先端技術を駆使した衛星を製造している。

しかし、日本の宇宙産業は、国内生産規模が小さいために、国際市場では後れをとっている。1990年に米国の政治的圧力によって政府市場の多くを国際競争に開放せざるを得なくなって以来、衛星産業はほぼ全面的に数少ない政府機関からの発注に頼っている状態である。その一方で、打上げ機の分野ではH-IIAロケットの民営化が市場が低迷している最中に行われようとしている。

こうした状況にさらに追い打ちをかけているのが、さらに深刻になってきた予算の制約である。そのため、宇宙開発事業団、宇宙科学研究所および航空宇宙技術研究所が統合され、日本の宇宙分野における目標の幅広い見直しが余儀なくされている。

日本の宇宙産業の商業的な活動は地上局と衛星搭載機器に集中している傾向が見られる。日本企業は、欧米の衛星メーカーへの部品ならびに搭載機器の供給面では、成功を収めている。

衛星システム

日本のすべての実用衛星プロジェクトに国際入札を義務づける日米二国間協定の存在が、比較的オープンな商業衛星市場へとつながっている。欧州の衛星メーカーは、まだ日本に商業衛星を販売した実績を持っていないが、欧州製の衛星が高品質である上に、米国には輸出規制問題があるため、日本の顧客の関心は高まりつつある。

日本は先進的なパートナーとの接触による技術的、産業的卓越を目指して、国際協力を利用することが珍しくない。しかし、衛星開発における協力関係は、特に情報収集衛星（IGS）のような国家安全保障に関連の深い計画の場合は、依然として米国に大きく偏っている。政治的影響と圧力は、日本における日欧の商業衛星開発に悪影響を及ぼしている。

しかし、最近では、日本政府との契約で元請業者に下請業者の選択も含めた産業責任が全面的に与えられるという改善の兆しが、しばしば見られるようになった。これにより、日本企業は欧州企業との協力機会を拡大できるようになるはずだ。欧州は、実績のある革新技術に関し、提供できるものを数多く有している。しかも、政治的な思惑は無いに等しいし、日本への特別な輸出制限も無い。

打上げ機

打上げ機の分野では、アリアン・ロケットが日本の商業衛星打上げ市場において大きな成功を収めてきただけでなく、日本の産業界および宇宙関係機関との信頼関係も確立されている。

長年にわたり、日本もまた、先進的なロケットを開発、製造、維持、運用できる高い技術力を育ててきた。深刻な予算の制約ときわめて限定された政府の打上げ需要という問題に直面しながらも宇宙への独自アクセスを維持するために、日本政府は先頃、新型ロケットH-IIAを民営化する決定を下した。しかし、世界の経済情勢と衛星通信市場は経済周期の谷に入っており、既に過密状態にある脆弱な商業打上げ市場は新たなロケットの参入にとって最悪の状況と言わざるをえない。このため予測できる範囲では、日本政府による衛星打上げ市場が依然として主体であり続けるものと思われる。

日本では宇宙活動を価値あるものと認識していない人が多い。しかし、この国の人々は平和利用の範囲で共通の利益になるなら国際協力を辞さない。この点から言えば、民間打上げに幅広い経験を持つ欧州は、日本のパートナーとして最良の存在と位置づけられる。

運輸・通信

航空会社
海運
電気通信サービス
電気通信機器

For more information, contact:

Mr. Gregor Wende
Chair, Airline Committee
(General Manager, Lufthansa Japan)

C/O Lufthansa
3-1-13 Shiba-koen, Minato-ku, Tokyo
〒105-0011
JAPAN
Phone 03-5402-5201
Fax 03-5402-5209

航空会社

国際航空輸送は日本経済においてきわめて重要な役割を果たしている。あいにく、制限的な料金設定・販売メカニズム、高い経営コスト、不十分なインフラ整備は、日本市場で効率的に経営を行う航空産業の能力を阻んでいる。EBCは、下記の提言に沿ってこうした問題への取り組みを継続するよう日本政府に要望する。

問題点：



- **料金設定と販売** 日本では航空券の販売、航空運賃の設定、航空運賃の決済が依然厳しく規制されている。公式に発表される運賃は平均市価水準を大きく上回っている。その結果、ほとんどの航空会社取引は、最終消費者価格のいかなる統制もなしに、旅行代理店や卸売業者に与えられる「交渉」運賃を通じて行われる。消費者は、正規の手数料（ほとんどの市場では7%）の代わりに、複雑な小売システムによって生み出される値ざやを支払う。厳しい規制はまた、航空券やその他の航空関連商品を、インターネット販売を含む効率的な方法で消費者に直接、発券・販売する航空会社の能力を制限してきた。これは世界のほぼすべての国々における慣行に反し、消費者に不利となるものである。

提言：航空会社がインターネット販売を含め消費者に直接、透明性あるやり方で市場競争力のある正味運賃を提供できるよう、日本における航空券の販売、航空運賃の設定、航空運賃の決済を規制緩和すべきである。

- **高コスト構造** 日本の航空輸送セクターにかかるコストは世界で最も高い。

提言：日本政府は、日本における航空輸送にからむコストを50%削減するよう努力すべきである。空港当局から課せられる法外な着陸料、航空援助施設利用料、共用施設・設備使用料は大幅に引き下げられるべきである。空港施設運用面の競争が促進されるべきである。

- **空港インフラ** 待望の成田空港第2滑走路が今年オープンしたにもかかわらず、十分な航空輸送施設の不足は依然、関東地方における航空輸送サービスの提供を著しく制限している。

提言：関東地方における需要を満たすために、国際便の総キャパシティをさらに拡大すべきである。その一方、既存施設をより効率的に使用すべきである。成田での1時間当たりの発着便数を増加し、成田の2つの滑走路の発着枠をプールし、羽田を定期国際便に開放すべきである。

背景：

EBC Airline Committee Member Companies

Air France
Alitalia
Austrian Airlines
British Airways
Finnair
KLM
Lufthansa
SAS Scandinavian Airlines System
Swiss International Air Lines

経営環境：概観

航空業界は依然、国際舞台で繰り広げられる出来事の悪影響に悩まされている。旅客数は依然落ち込んでおり、航空会社は経営効率の改善に鋭意取り組んでいる。こうした状況を考慮して、EBCは日本政府に対し、日本における航空輸送サービスのユーザーとサプライヤー双方の利益のために現下の景気低迷の打破を支援すべく、航空輸送施設および規制インフラの近代化のためになしうるあらゆることを行うよう要望する。

料金設定・販売メカニズムの規制緩和

日本における航空旅行の料金設定・販売メカニズムはきわめて非効率的である。航空会社は、他の先進工業国では当たり前となっているような、消費者に航空券やその他の航空関連商品を、インターネット販売を含め、直接販売するための手段が限られている。日本では航空会社は、日本行きまたは日本発の国際旅行の運賃をIATAが公式に認可した価格で、または団体旅行の場合は国土交通省が定めた、より低い価格で、広告・販売することしか認められていない。IATAが定めた価格は現在の市況を正確には反映していないため、日本で販売されるほとんどの個別航空券運賃は、公認旅行代理店を通して販売される再パッケージされた団体割引運賃となっている。これは、専属代理店や提携旅行会社を通して事実上独自の直接販売チャネルを設けうる規模の経済を有していない欧州の航空会社を明らかに不利な立場に置く。日本政府は先頃、国際旅行の事前購入運賃の直接販売を規制緩和する歓迎すべき措置をとったとはいえ、依然多数の制限が消費者への直接販売の発展を妨げている。EBCは、簡単な届出後使用制の導入を通じて日本における国際航空旅行の料金設定・販売メカニズムの規制撤廃を行うよう日本政府に要望する。さらに、IATA旅行代理店を通じて販売される市価運賃についての正味送金額の直接振替に対する制限を撤廃すべきである。

事業運営コストの削減

日本で事業を行う航空会社は、法外な着陸料、航空援助施設利用料、エアターミナル賃貸料、エアターミナル共用施設・設備使用料、港湾荷役料を支払わなければならない。これは日本における航空輸送コストを世界一高いものにしてしている。これは最終的に、日本経済に悪影響を及ぼす。料金の上昇とサービスの低下を通して、最終的にそのツケが消費者に回されるからだ。EBCは、成田空港でのオフィス賃貸料と関西空港での大型機使用に割引を提供する最近の動きを歓迎するとともに、日本政府に対し、空港当局と協力して、航空会社に請求される料金を引き続き引き下げるよう要望する。日本政府は、IATAが強調するとおり、収益性ある空港と収益性のない空港の間の内部相互補助策も回避すべきである。

空港インフラ、発着枠不足、スロット配分

EBCは成田空港の第2滑走路オープンを歓迎する。とはいえ、EBCは依然、旅客量の多い関東地方の航空輸送セクターを支えるインフラの全体的質を懸念している。成田の施設は、日本の主要玄関口として成田が本来果たすべき役割とは釣り合っていない。羽田は依然、定期国際便には利用できず、成田は既存施設を非効率的に使用し続けている（たとえば、1時間当たりの発着便数を制限することや、2つの滑走路に別々に発着枠を配分することによって）。EBCは、関西地方におけるインフラを拡充するために目下使用されている資源を、それが最も必要とされる関東地方に再配分すべきであると感じている。EBCはさらに、効率改善を目標として成田で採用されているスロット配分方法を見直す一方、日欧間の経済交流拡大を尊重し、米国と欧州の航空会社間でのスロット配分に関し、より平等な処遇を達成するよう提言する。

海運

港湾運送業界において競争が制限されていることは、日本の港湾の競争力に悪影響を及ぼし続けている。現行制度下では、業者には、時代遅れの慣行を刷新したりコストを削減するインセンティブがほとんどない。EBC海運委員会は日本政府に対し、日本の港湾運送事業において真の競争を促進するよう要望する。それは、コスト低下と生産性向上をもたらし、日本市場の総合的な魅力を高めることになるであろう。

問題点：



- **高い港湾コスト** 日本の港湾運送料金は依然世界で最も高いレベルにある。そのツケは最終的に、日本行き及び日本発の相対的に高い運送料金の形でエンドユーザーに回され、これは日本経済全体に悪影響を及ぼす。日本政府が港湾運送業界における有意義な競争を促進することに本腰を入れない限り、事業コストは下がらないだろう。最終的に船会社は、日本港運協会（JHTA）等の団体からの不当な影響力から解放されて、競争原理に基づく港湾サービスを調達できるようになるべきである。

提言：

1. 日本政府は、船会社自身によって所有されるものを含む、新しい競争的なターミナル事業の設立を支援すべきである。免許制は「許可制」に代わり、国土交通省（MLIT）も申請を受領後2ヶ月以内に処理することを約束したが、（現行基準の1.5倍に設定された）労働者保有基準等の要件は、日本における港湾サービスの競争市場発展を阻害し続ける。労働者保有基準要件は廃止されるべきである。
2. 公開入札による競争入札が支持されるべきである。2000年11月に実施された港湾運送事業法の新改正は、複数の港湾荷役会社と内密の料金で下請契約を結ぶことを特に禁じていないものの、現実には、独立した競争入札の概念はまだ日本には根付いていない。
3. 日本の港湾事業の監督は、透明、効率的且つ公正であるべきである。JHTAは依然、日本の港湾運送事業運営方法の決定面で巨大な裁量権を振っている。事業の変更を行いたい船会社は、JHTAからの承認を必要とする。承認プロセスは透明性を欠いており、船会社が港湾サービスの競争入札を追求する機会を事実上奪っている。

概観

国際海運セクターは、日本のビジネス・インフラの必要不可欠な要素である。国際海上貨物輸送にからむコストは、日本経済の他の重要な要素の競争力に直接的影響を及ぼす。

EBCは、日本のビジネス・インフラの改善を目指した改革が、港湾労働慣行の自由化、港湾関係業種・団体間の競争強化、事業運営面のフレキシビリティの促進にあまりつながっていないことに失望している。日本における海運サービスの提供にからむコストは、世界最高レベルであることが広く認められている。

こうしたコストのツケは、最終的に、日本行きおよび日本発の相対的に高い運送料金の形でエンドユーザーに回される。高コストは、たとえば積み替えサービス提供面で、アジア地域における日本の港湾の競争力も蝕む。薄利はやがて、運送能力の海外流出につながるおそれがある。

こうした状況は、世界経済の目下の低迷によっていっそう悪化している。海上輸送される貨物量はここ1年間で大幅に減少しており、ほとんどの船会社は収益性を回復すべく苦闘している。こうした状況を考慮するなら、港湾運送事業の競争強化の促進により海運サービス提供にからむコストを削減することを目指した措置を日本政府が実施することが肝要である。

日本の港湾運送事業の競争促進

かねてから憂慮されていながら、2000年の港湾運送事業法改正でも扱われなかった事柄の1つは、日本港運協会（JHTA）の強大な影響力にまつわるものである。JHTAは船会社を除くあらゆる主要港湾運送事業者で構成されている。雇用の削減や、労働条件の悪化につながりかねないすべての変更は、JHTAからの承認を必要とする。

「事前協議」と呼ばれるプロセスを通して、JHTAは船会社事業の変更申請を審査し、労働組合その他関係者との協議を経て最終判断を下すが、申請者である船会社は、その判断を受け入れることを事実上強いられている。この制度を通して同協会の承認が必要とされる案件の範囲は、本船の代替などきわめて軽微な内容のものから、船会社グループの新設に由来するターミナル等の事業運営面の変更など重要なものまで、多岐にわたっている。

大小の問題を多数抱えた事前協議制にからむ大きなトラブルを船会社がこのところ報告していないのは喜ばしいこととはいえ、1997年に設けられたいわゆる「三者協定」に基づいて船会社がJHTAの裁定への異議を国土交通省に申し立てるときこそ、真価が問われることになるだろう。

主な不安材料は、事前協議制全体が透明性を欠いており、港湾サービスの競争入札を船会社が目指すのを阻む手段をJHTAとその会員に事実上与えているという点である。

その他の問題

EBCは、日本における指定ルートでの45フィート・コンテナの内陸輸送を認めるよう求めた前回の要望をここでも繰り返す。アジアやほとんどの世界海運市場ではそうしたコンテナの使用が広く行われているにもかかわらず、日本では依然禁じられている。

For more information, contact:

C/O C&W IDC Inc.
CS Tower Bldg., 18F.
5-20-8 Asakusabashi, Taito-ku, Tokyo
〒111-8061
JAPAN
Phone 03-5820-5010
Fax 03-5820-5510

Ms. Lisa Suits

Chair, Telecommunications Carriers
Committee
(Vice-President, C&W IDC Inc.)

電気通信サービス

2001-2002年期のハイライトの1つは、日本におけるブロードバンド普及の成功である。魅力的な料金とサービス内容に誘われて、圧倒的な数のユーザーが呼応した。これは国家的な偉業である。EBC電気通信事業者委員会は、こうした前進を可能にした自由化と、自由で公正な競争を確保するために必要な適切な予防策とのバランスに改めて重点が置かれるよう要望する。

問題点：



- ・ デタリフ化**

2002年6月に総務省は新しい通信時代における規制と競争についての新たな枠組みを概説した報告書を発表した。これは、利用者サービス約款の掲示義務を廃止する提言を含んでいる。確かに、市場への影響力をもたない中小通信事業者は料金設定面のフレキシビリティ増大を歓迎するだろう。しかし、市場支配力を有する事業者に関してはいくつかの危険が生じる。事業者が最もうまみのある顧客の獲得を競い合い、そうした顧客に最も安い料金が提供されるにつれて料金差別が生まれる一方、需要の弾力性が乏しい場所では潜在的により高い料金となる。小売に関しては料金を下げるが卸売サービスに関しては料金を下げない第一種通信事業者から電気通信サービスを購入する通信事業者についてはプライススクイズが生じるおそれもある。小売料金が下がるにつれて、通信事業者の料金と相互接続料金は平行して下向きにシフトしなければならない。EBCでは、系列会社に差別的料金を適用することによって、その系列会社グループにとって最も都合のいいように系列会社間の内部相互補助が行われるおそれもあるとみている。

提言：EBCは日本政府に対し、NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモを、これら3社が一般消費者および事業者に提供するすべての電気通信サービスに関してドミナント事業者と宣言されるよう要望する。個々のサービスの競争が激化して新規参入者が増加するようになるにつれ、これらの指定通信事業者は選択的に非ドミナント事業者と宣言されて、そのサービスにおいてのみ自由な小売価格を認められうることとされるべきである。

- ・ 第一種 - 第二種認可区分**

この区分は、2002年6月に総務省によって提案された新規則のもとで廃止され、単一の一般認可区分が採用されることになる。一般的に、競争力のある事業者は、今や人為的なものとなっているこの区分の廃止を支持している。しかしながらEBCは、現行の制度的枠組みに代わる新しい枠組みを設けないことにより総務省が規制の空白を生み出すおそれがあることに留意するべきである。

提言：EBCは、一種／二種規制に代わる適切な制度的枠組みとして、市場支配力の経済的分析に基づき且つ非対称規制を通じて実施される堅固な競争政策を推奨する。

過去12ヶ月

EBCが日本の商環境に関する前回の報告書を刊行して以後の1年間に、総務省は抜本的改革を図り、将来へ向けての多数の大胆な構想を提案した。2002年2月から8月までに発表された一連の政策文書において、総務省は、あらゆる種類のコンテンツをいかなるデバイスにも送り届けることができる全IP化ネットワークという未来的なビジョンを描き出している。モバイル・バーチャル・ネットワーク・オペレーター（仮想移動体通信事業者、MVNO）と呼ばれる新しいモバイル・サービスについてのガイドラインが策定され、それにより、認可を受けた移動体通信事業者は代替サービス・プロバイダに特定の帯域を卸売することになる。総務省は6月の報告書の中で、ITセクターの規制緩和と、とりわけアプリケーション、サービス・プラットフォーム、コンテンツ配信のための新しいビジネスモデルのサポートについてのビジョンの概略も提示した。予定されている、より前向きの規制緩和措置としては、電気通信設備の所有に基づいた現行認可区分の廃止案がある。現在は、設備所有（第一種）および他者の設備を利用したサービス提供（第二種）に基づいて認可が与えられている。この区分は撤廃されることになる。さらに、新しいIT時代の競争政策の枠組みは、通信事業者に対する料金属出義務を廃止し、ドミナント事業者を除いて料金設定の自由度増大を可能にすることを提案している。こうした改革は、早ければ2003年1月の国会で法制化される可能性がある。ちなみに、電気通信事業法の前回改正は2001年だった。

ドミナント事業者の規則 / NTTグループの規制

電気通信規制の枠組みがこれほど大きく変化するとなると、次のような疑問が生じる。すなわち、第一種と第二種の認可区分が撤廃されるとすれば、どのような規制の枠組みがそれに取って代わるのか？ 電気通信セクターを規制するために総務省はいかなる原則を採用するのか？ 2001年に電気通信事業法が改正されて以降、日本政府は、特定の市場におけるドミナント事業者の認定を含む競争政策の原則を通して、電気通信セクターに経済ベースの規制を導入してきた。ドミナント事業者指定は、他の事業者と比べて非対称の義務を伴っている。こうした規則は、電気通信セクターにおける競争の促進に必要なものとして歓迎すべきであり、EBCは、こうした規制がより包括的な規制緩和を目指す動きの中で緩和・廃止されるべきではないと確信している。

具体的には、総務省は、2001年に初めて発表した競争ベースの規制の強化に速やかに取りかかるべきである。EBCは、注目度が高まっている主な分野として次の3つを挙げる。

- **NTTのファイアウォール：** 日本政府が通信事業者に対する制限を解除するにつれて、ドミナント事業者が独占サービス（たとえば加入者回線）に対する支配力を利用して不公正な条件で競争的サービスに参入することのないよう、あらゆる努力が払われねばならない。標準的な防止対策としては、所有・経営・会計が別々の、別個の子会社にすること、非系列会社に無差別にサービスを提供すること、販売チーム間での内部相互補助や顧客情報共有を禁止することなどがある。
- **市場の定義：** ドミナント企業を規制するために商品 / サービス市場を定義することや特定の市場における競争のレベルを評価すること、合併の影響を判断することは、競争政策における一般的慣行である。日本は、特定の市場における実質的市場支配力を判定するための方法論を必要としている。こうした判定基準は非対称規制の基礎であり、EBCはこの点で総務省からの提案を待ち望んでいる。
- **ドミナント事業者の事業拡大：** 既存の市場における効果的競争に基づきいくつかの基準を満たさない限り、ドミナント事業者には新規事業を許可するべきではない。

For more information, contact:

Mr. Yoshio Honda
Chair, Telecommunications
Equipment Committee
(Senior Technical Manager, Nippon Ericsson)

C/O Nippon Ericsson
Koraku Mori Bldg. 5F.
1-4-14 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo
〒112-0004
JAPAN
Phone 03-3830-2351
Fax 03-3830-2760

電気通信機器

欧州企業は、電気通信機器分野、とりわけ無線技術分野のグローバル・リーダーである。EBCは日本政府に対し、国際的整合化（グローバル・ハーモナイゼーション）の支援を継続するよう要望する。これは最終的に日本および世界全体の情報通信技術ユーザーの利益となるからである。独自規格は避けるべきであり、規格の整合化は業界主導であるべきである。

問題点：



- **相互承認協定** EBCは、2001年にEUと日本の間で結ばれた相互承認協定（MRA）のとりわけ同協定で規定された認定試験事業者の指定面での遅々とした実施ベースに失望している。

提言：EBCは日本政府に対し、EU当局と協力してMRAのあらゆるパートを遅滞なく実施するよう要望する。

- **SDoC** EBCの認識では、日本政府は欧州で導入されているような供給者適合宣言（SDoC）に基づく制度の導入に努めているが、これは有線電気通信端末に関してのみであり、無線機器への適用は限られている。

提言：欧州の生産者によって発行されるSDoCは、有線端末だけでなく、無線機器についても、付加的な試験や管理要件なしに日本国内で受け入れられるべきである。

- **無線周波数割当** 移動体および固定通信サービスに関する現行の無線周波数割当は、日本と諸外国とでは大きく異なっている。この問題に対処する措置がとられなければ、これは他の国や地域との相互運用性にとって大きな障壁となり続けるおそれがある。

提言：EBCは日本政府に対し、現行のIMT-2000バンド（1920 - 1980 MHzおよび2100 - 2170 MHz）以降の、とりわけIMT-2000向けにすでに指定されている2.5 GHzバンド、ならびにIMT-2000の後継システム用の将来の割当に関して、無線周波数割当を欧州の規格と整合化するよう要望する。

背景：

日本のIT政策

日本政府は、2005年までに日本をIT分野のリーダーにすることを目標に、日本における情報技術インフラを改善することを目指した国家的「IT戦略」に着手している。インターネットアクセス・コストは劇的に低下し、ブロードバンド・インフラへのアクセスに関しては日本は今や世界の先進国の仲間入りをしている。その一方、日本のサービス・プロバイダは、第3世代（3G）携帯電話等の分野の新しい情報通信技術を、世界の他のどこよりも急速に商業用途に導入しつつある。これは際立った国家的偉業であり、おおかた停滞気味の世界全体の情報通信技術市場環境における数少ない明るい話題の1つである。

整合化

日本政府がIT政策を実施する際には、グローバル化へと向かう目下のトレンドを尊重することがきわめて重要である。EBCは、規格およびプラットフォーム開発への業界主導のグローバルなアプローチを支持するとともに、日本政府にもこうした構想を支援する兆しがあることを心強く思う。EBCは、正式参加者として総務省情報通信審議会に貢献する機会を与えられていることに感謝する。

EBCは、情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）が日本における第三者認定試験事業者の利用を補足するために供給者適合宣言（SDoC）の導入の検討に着手したことを喜ばしく思う。総務省も、この問題に関する研究会を設置しており、近々報告書を発表すると予想される。EBCは、日本におけるSDoC制度の導入を支持する。欧州ではこうした制度が導入済みで、急速に発展する電気通信市場においてメーカーが新製品を迅速に導入しやすくなっている。EBCでは、日本のSDoC制度は、すべての有線端末機器および特定無線設備をカバーする、できるだけ広範な基盤をもつべきであり、研究会によって目下提案されているような有線製品のみ限定されるべきではないとみている。

EBCは、とりわけ3G無線技術および後継システムについての、移動体通信規格の整合化に関してさらに協力するよう、EUと日本に要望する。より多くの注目に値する分野の1つは、とりわけ日本におけるIMT-2000向けにすでに指定されている2.5 GHzに関する、帯域割当のさらなる整合化である。無線周波数割当の相違が続けば、機器の相互運用性に悪影響を及ぼして、全世界の消費者と生産者に不利に働く。

IMT-2000携帯電話のグローバルサーキュレーションに関する問題も慎重に検討する必要がある。全世界での3G無線サービスの拡大は、IMT-2000規格に準拠した端末の世界需要増大につながる公算が大きい。EBCは、端末相互運用性と不要輻射に関する技術的条件の整合化を支持するが、端末のサーキュレーションが、国際電気通信連合（ITU）の関与を最小限に抑えた、GSMモデルの過去の成功に基づく業界主導のものであるべき点を強調する。

調達

特定のプロジェクトに関しての、細分化した資格審査手続、単独の調達先、選択的に開示される仕様は、外国企業が日本の官公庁に電気通信機器を供給することを依然妨げている。EBCは日本政府に対し、外国製電気通信機器の公共部門調達が民間部門と歩調を合わせたものとなるよう、情報開示、入札基準／性能仕様、資格審査手続、公開入札手続といった方面のさらなる改善を図ることを要望する。

補遺

**Blue Star Sponsors
Special Sponsors
Sponsors
Executive Operating Board
Committees
National Chambers**

Arianespace



AstraZeneca K.K.

Aventis Pharma Ltd.



**AXA Life Insurance Co.,
Ltd.**

Chanel K.K.



Dresdner Kleinwort
Wasserstein (Japan) Ltd.

Equant Co., Ltd.



Radiometer K.K.

Sanofi-Synthelabo K.K.



**Siemens-Asahi Medical
Technologies Ltd.**

The French Chamber of
Commerce & Industry in
Japan (CCIFJ)



TotalFinaElf

Special Sponsors

Barclays Group

Bayer Ltd.



BNP Paribas Securities (Japan) Ltd.

Cosmetics Committee

IKEA Japan

Lovell White Durrant

Nippon BXI Incorporated

Nippon Finnpap Ltd.

PCA Life Insurance Co., Ltd.

Philips Japan Ltd.

Sponsors

Clarins K.K.
Coface Japan
Credit Lyonnais
Credit Suisse Life Insurance Co., Ltd.
Dade Behring Ltd.
Gerling Allgemeine Versicherungs AG
ING Securities (Japan) Ltd.
Intervet K.K.
Janssen Pharmaceutical K.K.
Loyens & Volkmaars B.V.
Merial Japan Ltd.
Nippon Boehringer Ingelheim Co., Ltd.
Novo Nordisk Pharma Ltd.
Rolls-Royce International Ltd.
Swedbank
Telekurs (Japan) Ltd.
Volkswagen Group Japan



Executive Operating Board

Chairman

Richard Collasse

President, Chanel K.K.
Yebisu Garden Place Tower 33F
4-20-3, Ebisu, Shibuya-ku, Tokyo 150-6033
Tel: 5421-7500; Fax 5421-7531

Vice-Chairmen



Michael Otter (Austria)

Commercial Attaché, Austrian Embassy
3-13-3 Motoazabu, Minato-ku, Tokyo 106-8691
Tel: 3403-1777; Fax: 3403-3407

Duco Delgorge (Belgium/Luxembourg)

Representative, Puratos Japan K.K.
2-11-9 Kita-Aoyama, Minato-ku,
Tokyo 107-0061
Tel: 5410-2322; Fax: 5410-2321

Patrick Carroll (Britain)

President, Airbus K.K.
Tokyo Kaijo Bldg. Shinkan 5F
1-2-1 Marunouchi
Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005
Tel: 03-5220-0250; Fax: 03-5220-0253

Torben Henriksen (Denmark)

President & Representative Director
Yamagen 7F., 3-10-12 Iwamoto-cho, Chiyoda-ku,
Tokyo 101-0032
Tel: 5833-8223; Fax: 5833-8225

Erik Ullner (Finland)

Chief Representative, Konigstedt Ltd.
Homat Kaya 501, 20-13 Ichibancho, Chiyoda-ku,
Tokyo 102-0082
Tel: 3512-0435; Fax: 3512-0436

Hubert de Mestier (France)

Chief Representative for North-East Asia
Total Fina Elf
Akasaka Shasta-East 8F., 4-2-19 Akasaka, Minato-ku,
Tokyo 107-0052
Tel: 5562-5210; Fax: 5562-5315

Dieter Pfeiffer (Germany)

President, Degussa Japan Co., Ltd.
Shinjuku Monolith 12F, 2-3-1 Nishi-Shinjuku
Shinjuku-ku, Tokyo 163-0938
Tel: 5323-7302; Fax: 5323-7395

Carlo Zambotto (Italy)

Representative, Automobili Lamborghini Japan
3-7-5 Oyamadai, Setagaya-ku,
Tokyo 158-0086
Tel: 5752-1530; Fax: 5752-1547

Wolter Veenhoven (Netherlands)

President, Royal Ten Cate
3-44-20 Sanno, Ohta-ku,
Tokyo 143-0023
Tel: 5709-5975; Fax: 5709-5984

Jan Vilhelm Koren (Norway)

Senior Principal Surveyor, Det Norske Veritas
Nisseki Yokohama Bldg. 8F, 1-1-8 Sakuragi-cho
Naka-ku, Yokohama, Kanagawa 213-0062
Tel: 045-683-1477; Fax: 045-683-1061

Lave Lindberg (Sweden)

President, ABB K.K.
Cerulean Tower, 26-1, Sakuragaoka-cho,
Shibuya-ku, Tokyo 150-8512
Tel: 5784-6001 ; Fax: 5784-6277

Andre Zimmermann (Switzerland)

Representative Director, Telekurs (Japan) Ltd.
Kakigara-cho F Bldg. 5F
1-28-5 Nihonbashi Kakigara-cho
Chuo-ku Tokyo 103-0014
Tel: 3808-2271; Fax: 3808-2274

Committees

Aeronautics, Space & Defence

Chair: Ramon Terrones
Vice President Strategic Growth
Airbus Industrie
Tokyo Kaijo Bldg. Shinkan 5F
1-2-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005
Tel: 5220-0245; Fax: 5220-0253

Airlines

Chair: Gregor Wende
General Manager
Lufthansa Japan
3-1-13 Shiba-Koen, Minato-ku,
Tokyo 105-0011
Tel: 5402-5201; Fax: 5402-5209

Animal Health

Chair: Gerhard Roth
Representative
Intervet International
C/O Mitaka Pharmaceutical Co., Ltd.
4-16-39 Shimorenjaku, Mitaka-shi, Tokyo 181-0013
Tel: 0422-46-9191; Fax: 0422-46-9139

Asset Management

Chair: Richard Mountford
Managing Director
Schroder Investment Management (Japan) Ltd.
Pacific Century Place Marunouchi
1-11-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-6224
Tel: 5293-1500; 5293-1550

Automobiles

Chair: Richard G. Murray
President
Peugeot Japan Co., Ltd.
F Nissei Ebisu Bldg. 4F
3-16-3 Higashi, Shibuya-ku, Tokyo 150-0011
Tel: 5468-1333; Fax: 5468-1323

Automotive Components

Chair: Nikolaus Boltze
Representative Director
Behr Japan K.K.
5F Gotanda Hata Bldg., 2-2-3 Higashi-Gotanda,
Shinagawa-ku, Tokyo 141-0022
Tel: 5447-7388; Fax: 5447-7390

Banking

Chair: Pierre Finas
General Manager for Japan
Credit Lyonnais, Tokyo Branch
Hibiya Kokusai Bldg. 5F
2-2-3 Uchisaiwaicho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011
Tel: 5512-5600; Fax: 5512-5606

Construction

Chair: Arthur Hawtin
Director, Currie & Brown (Japan) Ltd.
7F, TM Hiroo Bldg.
1-9-20 Hiroo, Shibuya-ku,
Tokyo 150-0012
Tel: 3442-6642; Fax: 3442-1958

Cosmetics

Chair: Lionel Requillart
Vice-President and Representative Director
Pierre Fabre Japon Co., Ltd.
6-8-8 Akasaka, Minato-ku
Tokyo 107-0052
Tel: 3589-3631; Fax: 3589-3820

Cut Flowers

Chair: Jos van der Valk
Managing Director
Greenwing Japan Inc.
Ena Azabudai Bldg. 1-9-19, Azabudai
Minato-ku; Tokyo 106-0041
Tel: 3560-7413; Fax: 3560-7416

E-Commerce

Chair: Pascale Sinneave
Marketing & Communications Manager
Coface Japan
Kioicho Bldg. 3F
3-12 Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0094
Tel: 3556-6545; 3556-6255

Environmental Technology

Chair: Holger Wittich
President
JBS Inc.
1-51-3-501 Higashi Nakano
Nakano-ku, Tokyo 164-0003
Tel: 3363-7581; Fax: 3363-7582

Food

Chair: Andy Mankiewicz
President
Tozai Group Ltd.
Harajuku 101 Bldg. #301
4-23-12 Jingumae, Shibuya-ku, Tokyo 150-0001
Tel: 5772-7487; Fax: 5772-7489

Human Resources

Chair: Richard Mason
Director, Corporate Communications
JAC Japan
Tanbaya Bldg. 4F.,
3-2-4 Kojimachi, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083
Tel: 3262-8184; Fax: 3265-0590



Committees

Insurance

Chair: Christian Wrede
Executive Director & CFO
AXA Life Insurance Co., Ltd.
1-2-19 Higashi, Shibuya-ku, Tokyo 150-8020
Tel: 5774-2024; Fax: 5774-3884

Legal Services

Chair: Michael Hancock
Partner
Lovell White Durrant
Joware Hanzomon 7F
2-19 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0092
Tel: 3221-8511; Fax: 3221-8560

Liquor

Chair: Michael Sainsbury
President & Representative Director
Maxxium Japan K.K.
40 Mori Bldg. 3F
5-13-1 Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-0001
Tel: 5401-6260; Fax: 5472-0511

Materials

Chair: Masaru Kobayashi
Representative Director, Senior Vice-President
Pechiney Japon (SA)
Shinjuku Mitsui Bldg. 29F
2-1-1 Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163-0429
Tel: 3349-6660; 3349-6770

Medical Diagnostics

Chair: Hiroshi Uchida
Chairman
Dade Behring Ltd.
Nakanosakue Sunbright Twin 11F
2-46-1 Honcho, Nakano-ku, Tokyo 164-8603
Tel: 5365-8212; Fax: 5365-8230

Medical Equipment

Chair: Peter Schano
President
Radiometer K.K.
Nishi-Shinbashi Tokyu Bldg.
3-16-11 Nishi-Shinbashi, Minato-ku, Tokyo 105-0003
Tel: 5777-3505; Fax: 5777-3501

Patents, Trademarks & Licenses

Chair: Laurent Dubois
Laurent Dubois Foreign Law Office
37 Mori Bldg, 8F, 3-5-1, Toranomon
Minato-ku, Tokyo 105-0001
Tel: 5472-2372; Fax: 5472-2375

Securities

Chair: Jean-Francois Minier
Managing Director & Branch Manager
Dresdner Kleinwort Wasserstein (Japan)
Toranomon 4-chome MT Bldg.
4-1-8, Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-0001
Tel: 5403-9898; Fax: 5403-9075

Shipping

Chair: Jorgen Holck
President
P&O Nedlloyd (Japan) K.K.
Omori Bellport D-Wing, 13F
6-26-3 Minami-Ohi, Shinagawa-ku, Tokyo 140-8554
Tel: 5764-0351; Fax: 5764-0399

Tax

Chair: Pieter Stalman
Partner
Loyens & Loeff
Feliz Bldg. 6F, 2-3-14 Kajicho, ,
Chiyoda-ku, Tokyo 101-0044
Tel: 3258-8110; Fax: 3258-8115

Telecommunications Carriers

Chair: Lisa Suits
Vice President, Public Policy
Cable & Wireless IDC Inc. (Japan)
CS Tower Bldg., 18F, 5-20-8 Asakusabashi
Taito-ku, Tokyo 111-8061
Tel: 5820-5010, Fax: 5820-5510

Telecommunications Equipment

Chair: Yoshio Honda
Senior Technical Manager, Radio Access Systems
Nippon Ericsson K.K.
Koraku Mori Bldg. 5F.
1-4-14 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo 112-0004
Tel: 3830-2351; Fax: 3830-2760



National Chambers

Austria – ABC

President

Horst Mueller
Advisor, Hoerbiger Nippon KK
87-4 Honjo, Narita City, Chiba 286-0114
Tel: 0476-35-4011; Fax: 0476-33-0833

Representative

Wolfgang Penzias
Commercial Section, Austrian Embassy
3-13-3 Motoazabu, Minato-ku, Tokyo 106-0046
Tel: 3403-1777; Fax: 3403-3407

Belgium/Luxembourg – BLCCJ

President

Vincent Pairet
President, Inergy Automotive Systems K.K.
Omi Bldg. 4F, 3-19-1 Shibuya
Shibuya-ku, Tokyo 150-0002
Tel: 5766-5801; Fax: 5766-5802

Senior Representatives

Valerie Aughuet and Yuka Oishi
Ichibancho Central Bldg, 802, 22-1 Ichibancho
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0082
Tel: 3237-9281; Fax: 3237-9282



Britain – BCCJ

President

David Blume
President, Jaguar Japan Ltd.
Shuwa Kamiyacho Bldg., 10F
4-3-13 Toranomom, Minato-ku, Tokyo 105-0001
Tel: 5470-4146; Fax: 5470-4286

Executive Director

Ian De Stains
Kenkyusha Eigo Centre Bldg., 3F,
1-2 Kagurazaka, Shinjuku-ku, Tokyo 162-0825
Tel: 3267-1901; Fax: 3267-1903

Denmark – DCCJ

President

Vagn Heiberg
President, Coloplast K.K.
YS Bldg. 4F, 2-11-16 Shiba Daimon
Minato-ku, Tokyo 105-0012
Tel: 3459-6641; Fax: 3459-6640

Executive Director

Claus Plougmand
c/o Royal Danish Embassy
29-6 Sarugaku-cho, Shibuya-ku,
Tokyo 150-0033
Tel: 3780-8729; Fax: 3476-4234

Finland – FCCJ

President

Timo Varhama
President, Nippon Finnpap Ltd.
Akasaka Lions Bldg.
1-1-2 Moto-Akasaka
Minato-ku, Tokyo 107-0051
Tel: 3405-4152; Fax: 3405-8716

Representative

Clas G. Bystedt
Setagaya Tsurumaki Heim 203
2-33-20 Tsurumaki
Setagaya-ku, Tokyo 154-0016
Tel: 5450-7207; Fax: 5450-7208

National Chambers

France – CCIFJ

President

Bernard Anquez
General Manager, Air France
Shin-Aoyama Bldg. West 15F, Minami Aoyama,
Minato-ku, Tokyo 107-8549
Tel: 3475-2201; Fax: 3475-2229

Executive Director

Luc Drevet
Ida Bldg., 5-5 Rokubancho
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0085
Tel: 3288-9621; Fax: 3288-9558

Germany – GCCJ

President

Ralf Wilde
President, TÜV Rheinland Japan Ltd.
Shin Yokohama Daini Center Bldg. 9F
3-19-5 Shin Yokohama, Kohoku-ku
Yokohama 222-0033
Tel: 045-470-1903; Fax: 045-473-5221

Executive Director

Manfred Dransfeld
Sanbancho KS Bldg. 5F
Sanbancho, 2 Banchi, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075
Tel: 5276-9811; Fax: 5276-8733



Ireland

Director

Declan Collins
Enterprise Ireland
Ireland House 1F,
2-10-7 Kojimachi,
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083
Tel: 3263-0611; Fax: 3263-0614

Italy – ICCJ

President

Romano Mazzucco
Senior Vice President Asia Pacific, Alitalia Airlines
Harumi Toriton Square X Bldg. 16F
1-8-10 Harumi, Chuo-ku, Tokyo 104-6016
Tel: 5166-9106; Fax: 5166-9197

Executive Secretary General

Alessandro Borelli
Enokizaka Bldg. 3F
1-12-12 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 3560-1100; Fax: 3560-1105

The Netherlands – NCCJ

President

W.O. Jalink
Representative Director, Heineken Japan K.K.
Kirin Harajuku Bldg.
6-26-1 Jingumae, Shibuya-ku, Tokyo 150-0001
Tel: 3499-7411; Fax: 3499-7410

Executive Director

Femke Janssen
C/O KLM, Yurakucho Denki Bldg., North 15F
1-7-1 Yurakucho
Chiyoda-ku, Tokyo 100-0006
Tel: 5223-2371; Fax: 5223-2372

National Chambers

Norway – NBF

President

Emil Ekker
President, Laerdal Medical Japan K.K.
10F Park West Bldg., 6-12-1 Nishi-Shinjuku, Shinjuku-
ku, Tokyo 160-0023
Tel: 3346-1861; Fax: 3346-1862

Representative

Henning P. Hummervoll
Norwegian Trade and Technology Office
Royal Norwegian Embassy
5-12-2 Minami Azabu, Minato-ku, Tokyo 106-0047
Tel: 5475-5461; Fax: 3440-2620

Spain

Representative

Ernesto Giménez-Burgos
Commercial Attache
Economic and Commercial Office
Sanbancho KS Bldg., 3F, 2 Sanbancho
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075
Tel: 3222-3555; Fax: 3222-3550



Sweden – SCCJ

President

Tommy Kullberg
President, IKEA Japan
Top Azabudai Bldg. 1-2F
1-9-18 Azabudai
Minato-ku, Tokyo 106-0041
Tel: 3560-3170; Fax: 3560-3169

General Manager

Taiko Nakazato
Kioicho Fukudaya Bldg.
6-12 Kioicho
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0094
Tel : 5211-2101; Fax: 5211-2102

Switzerland – SCCIJ

President

Charles Ochsner
Attorney-at-Law, Tokyo Resident Partner
Python Schifferli Peter & Partners, Tokyo Office
2-17-8 Nagatacho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0014
Tel: 3503-4007; Fax: 3503-4077

Executive Director

Kiyoko Harris
Toranomom No2 WAIKO Bldg. 3F,
5-2-6 Toranomom
Minato-ku, Tokyo 105-0005
Tel: 5408-7569; Fax: 3433-6066